

札幌市母子家庭等自立促進計画（案）

（平成 20 年度～平成 24 年度）

「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長を目指して」

札 幌 市

はじめに

札幌市長の挨拶

目 次

計画の策定にあたって

1	計画の背景	3
2	計画策定の根拠とその対象	4
3	計画期間	4
4	計画の策定体制	4
5	用語の定義	4

ひとり親家庭等の現状と課題

1	ひとり親家庭等の現状	5
2	ひとり親家庭等の課題	19

母子家庭等自立促進計画検討協議会から		20
--	--	----

施策の概要

1	施策の基本的な方向	22
2	施策の体系	22

具体的施策の展開

1	子育て・生活支援の充実	23
2	就業支援の充実	26
3	養育費確保の推進	27
4	経済的支援の推進	28

	計画の推進について	29
--	-----------	----

札幌市母子家庭等自立促進計画(平成17年度～平成19年度)の達成状況		30
--	--	----

・札幌市母子家庭等自立促進計画 施策展開の実施状況総括表		31
------------------------------	--	----

資料		35
--	--	----

計画の策定にあたって

1 計画の背景

近年、母子家庭や父子家庭のいわゆるひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、子どもの養育、住居、収入等生活全般で様々な困難を抱えています。

特に母子家庭においては、子育てをしながら経済的に自立することが、母にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであり、一方依然として厳しい地方経済環境の中で、その抱える様々な困難を克服するために、行政において総合的な支援策を展開することが求められています。

また、父子家庭においても、子育てをはじめとした生活面での支援が必要となっています。

このような中、ひとり親家庭等をめぐる状況の変化に対し、国においては母子家庭等施策を抜本的に見直し、新しい時代に的確に対応できるよう平成 14 年(2002 年)11 月に「母子及び寡婦福祉法」の一部改正(平成 15 年 4 月施行)が行なわれ、国及び地方公共団体における総合的な自立支援体制の整備を行うこととしました。

具体的には、国において母子及び寡婦福祉法第 11 条に基づき「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(平成 15 年厚生労働省告示)が策定され、同法第 12 条において地方公共団体は、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定し、ひとり親家庭等に対し家事・保育サービスを提供する事業や就業・自立支援事業を総合的・計画的に実施することが求められました。

また、札幌市においては、平成 16 年(2004 年)9 月に策定した「札幌市次世代育成支援対策推進行動計画～さっぽろ子ども未来プラン」において、特別な援助を要する家庭への支援として、「ひとり親家庭への支援」が基本施策のひとつとして取り入れられました。

このような背景を踏まえ、札幌市におけるひとり親家庭等の自立支援策を、総合的かつ計画的に展開していくために、「札幌市母子家庭等自立促進計画」を平成 19 年度(2007 年度)までの 3 ヶ年計画として平成 17 年(2005 年)4 月に策定し、ひとり親家庭等の支援を実施してきました。

この間、平成 20 年(2008 年)4 月から施行が予定されていた児童扶養手当の一部支給停止措置については、支給停止対象者の範囲や支給停止額などの改正が行われ、さらに平成 20 年(2008 年)3 月には、国において新たな「基本方針」(案)が策定され、母子家庭等及び寡婦の自立促進に向けた新たな方向性が示されました。

これらを受け、札幌市でも、平成 20 年度(2008 年度)からの新たな「札幌市母子家庭等自立促進計画」の策定を行うために、現自立促進計画の評価を行うとともに市民アンケートを実施し、公募委員も含めた検討協議会を立ち上げて検討してきました。

2 計画策定の根拠とその対象

この計画は、母子及び寡婦福祉法第 12 条に基づき札幌市のひとり親家庭等に対する福祉増進施策の一環として策定することとし、同法第 11 条の基本方針を踏まえて、母子家庭・父子家庭及び寡婦を対象とします。

ただし、施策の中には、ひとり親家庭等以外の世帯も対象に含めている場合があります。

3 計画期間

この計画の計画期間は、国の基本方針である「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に沿って、平成 20 年度(2008 年度)から平成 24 年度(2012 年度)までの 5 年間とします。

4 計画の策定体制

(1) 計画検討協議会の設置

この計画を策定するために公募による当事者の参加と学識経験者、関係機関及び福祉団体等から構成される「札幌市母子家庭等自立促進計画検討協議会」を設置しました。

(2) 関係部局との協議

札幌市におけるひとり親家庭等施策に係る部局からなる「札幌市母子家庭等自立促進計画策定連絡調整会議」を設置するなど、庁内の連携を図りました。

(3) パブリックコメント

計画策定にあたって、広く市民の意見を反映するために計画(案)を公表してパブリックコメントを実施します。

募集期間：平成 20 年(2008 年)3 月 21 日(金)～4 月 21 日(月)

5 用語の定義

この計画においての用語については、次のように定義をします。

- ・ひとり親家庭・・・母子家庭、父子家庭
- ・ひとり親家庭等・・・母子家庭、父子家庭、寡婦
- ・母子家庭等・・・母子家庭、父子家庭、寡婦
- ・寡婦・・・かつて母子家庭の母であって、子どもが成人し、
現在も配偶者のない状態にある方

ひとり親家庭等の現状と課題

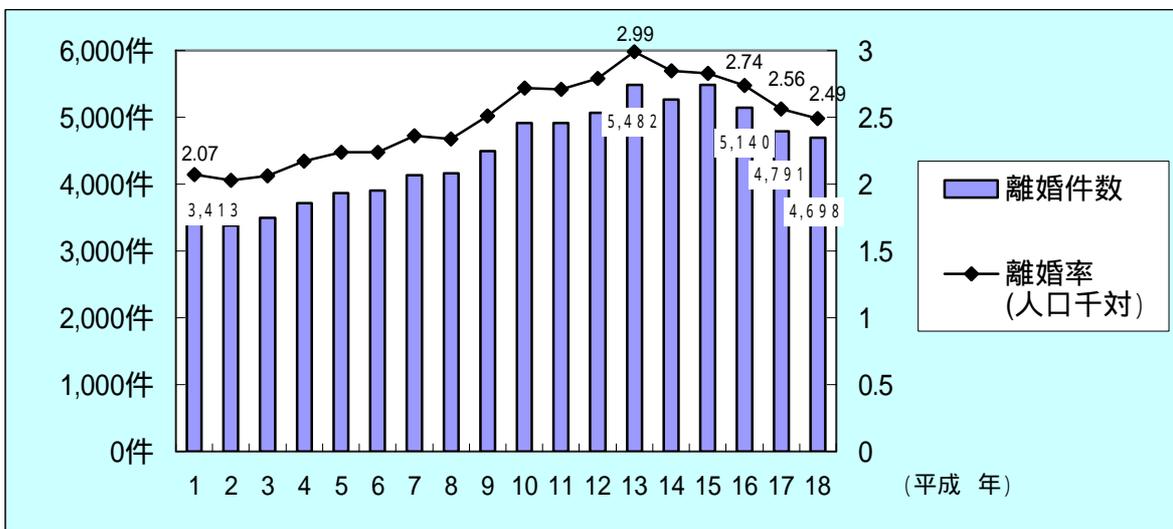
1 ひとり親家庭等の現状

離婚件数及び離婚率

札幌市における離婚件数は、平成元年（1989年）3,413件であったのが、増加傾向を示し、平成13年（2001年）の5,482件をピークに、平成16年（2004年）5,140件、平成17年（2005年）4,791件、平成18年（2006年）4,698件と5千件前後にある状況です。（図1）

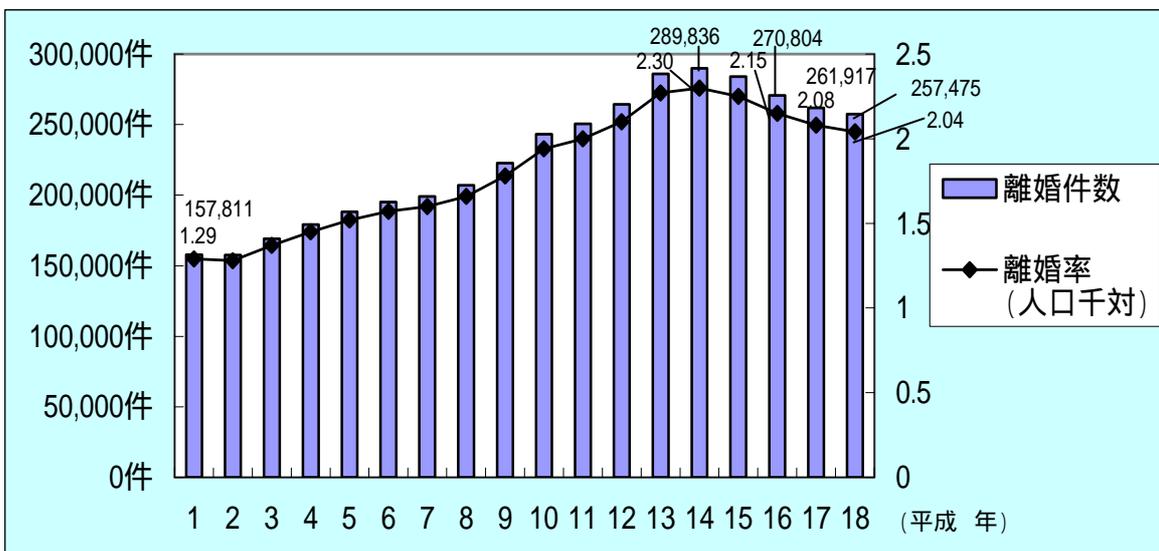
離婚率（人口千人あたり）で見ると、平成元年（1989年）は2.07であったのが、平成18年（2006年）では2.49と増加しており、全国の離婚率2.04に比べても札幌市は高い率となっています。（図1・2）

図1 「札幌市の離婚件数及び離婚率の年次推移」



資料：札幌市保健所「人口動態統計（年次別統計）」

図2 「全国の離婚件数及び離婚率の年次推移」



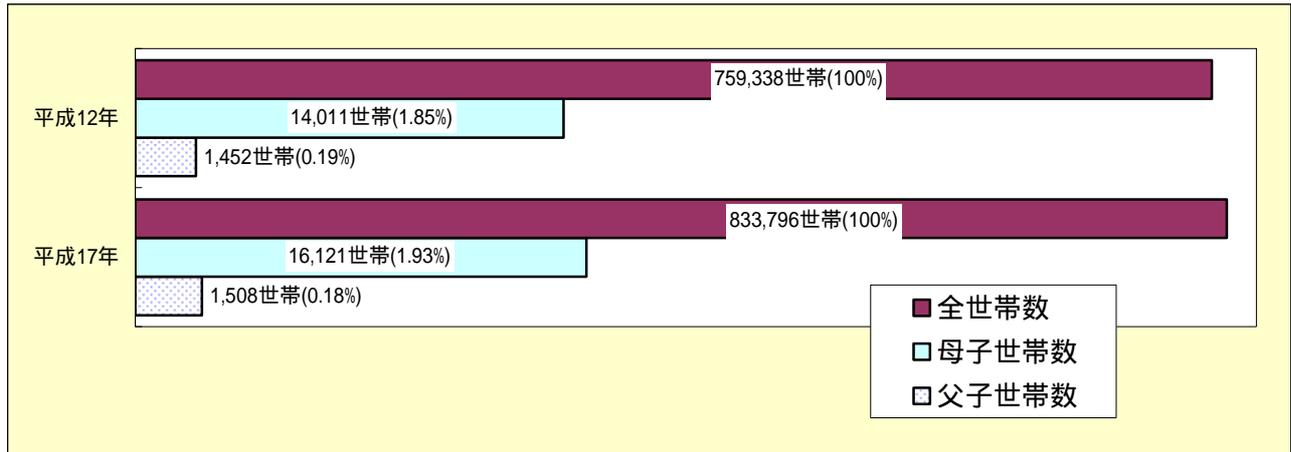
資料：厚生労働省「人口動態統計月報年計（概数）の概況」

ひとり親家庭の世帯数

札幌市の母子家庭の世帯数は、平成 17 年（2005 年）16,121 世帯で平成 12 年（2000 年）14,011 世帯から 2,110 世帯増加しており、同時に児童扶養手当の受給世帯数も、平成 12 年度（2000 年度）には 16,450 世帯であったのが平成 15 年度（2003 年度）では 18,171 世帯、平成 17 年度（2005 年度）では、19,262 世帯と増加しています。（図 3・4）

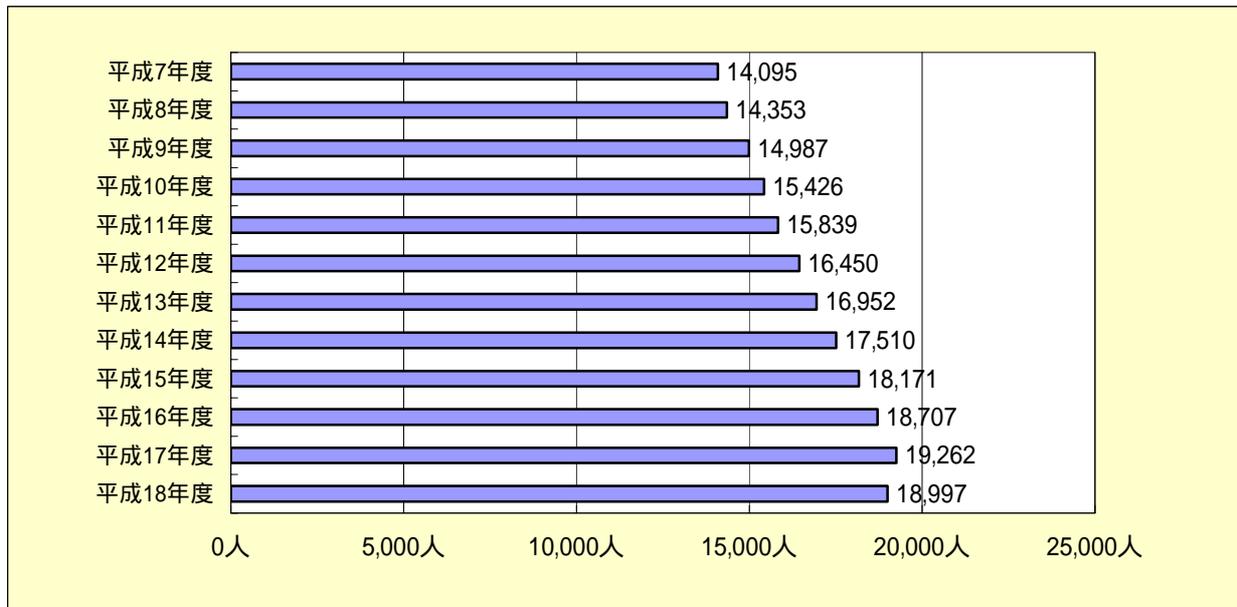
一方、札幌市の父子家庭の世帯数は、平成 17 年（2005 年）1,508 世帯で平成 12 年（2000 年）1,452 世帯から 56 世帯増加しています。（図 3）

図3 「札幌市の母子家庭及び父子家庭の世帯数」



資料：国勢調査

図4 「札幌市児童扶養手当受給者数の推移」



資料：札幌市児童扶養手当受給者数の年度別実績調べ

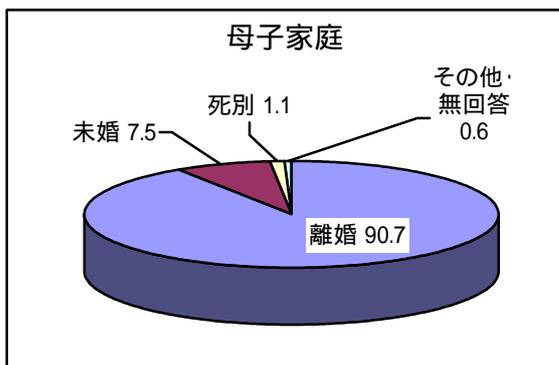
ひとり親家庭になった理由等

母子・父子家庭となった理由

母子家庭となった理由については、離婚によるものが最も多く 90.7%を占めており、次に未婚の7.5%、死別の1.1%となっています。(図5)

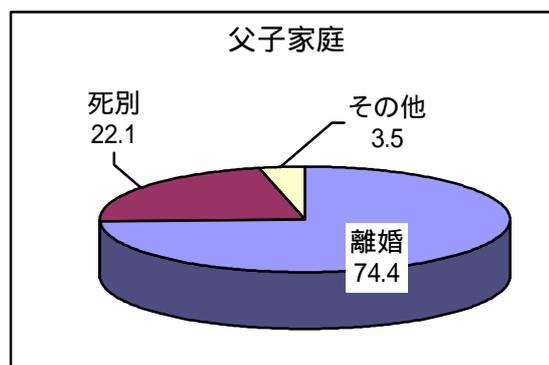
一方、全国母子世帯等調査によると、父子家庭となった理由についても離婚によるものが最も多く 74.4%を占めており、次に死別の22.1%となっています。(図6)

図5 「母子家庭となった理由」



資料：札幌市アンケート調査（平成19年）

図6 「父子家庭となった理由」(全国)

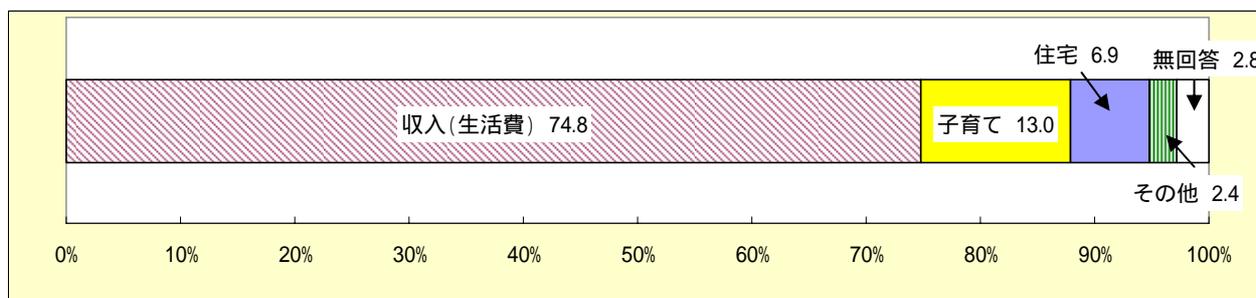


資料：全国母子世帯等調査（平成18年度）

母子家庭となって困ったこと

母子家庭になって困ったことは、収入についてが 74.8%と最も多く、次に子育てが 13.0%、住宅が 6.9%となっています。(図7)

図7 「母子家庭となって困ったこと」



資料：札幌市アンケート調査（平成19年）

子どもの状況と子育てについて

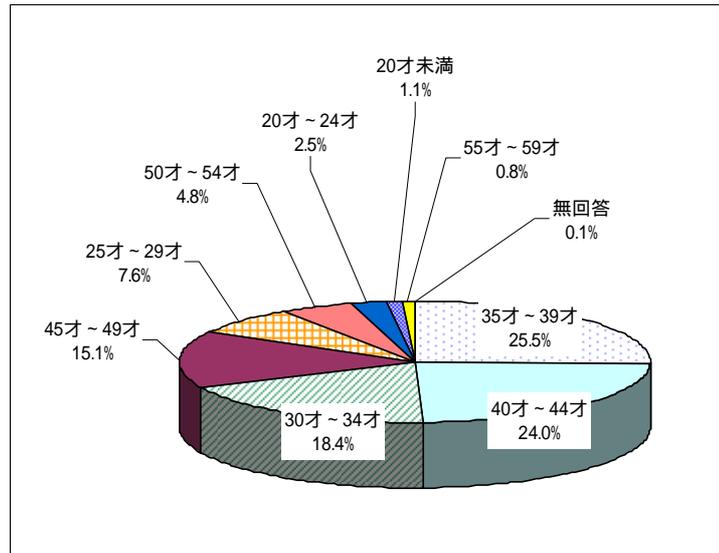
母親と子どもの状況

母子家庭の母の年齢は、30代がもっとも多く 43.9%となっており、次に40代が 39.1%、20代が 10.1%、50代が 5.6%となっています。(図8)

母子家庭の子どもの人数は、1人が 50.7%、2人が 32.7%で、全体の 83.4%を占めており、母子家庭1世帯あたりの子どもの人数は、平均で 1.72人となっています。(図9)

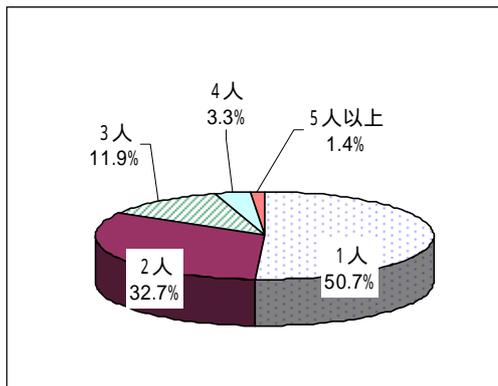
また、小・中・高校に就学している子どもの人数は、1人が最も多く 55.2%、次に2人が 21.5%、3人以上が 4.9%となっており、就学前の子どもがいる世帯は 24.3%で、そのうち1人が 81.4%、2人以上が 18.6%となっています。(図10・11)

図8 「母子家庭の母の年齢」



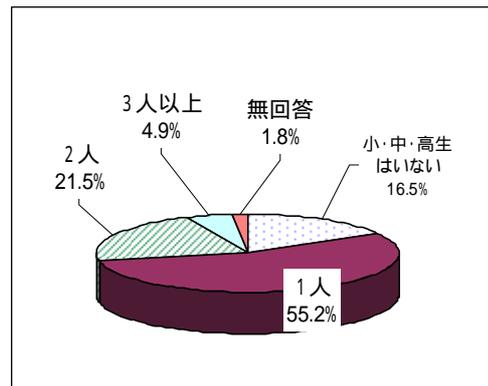
資料：札幌市アンケート調査（平成19年）

図9 「母子家庭の子どもの数」



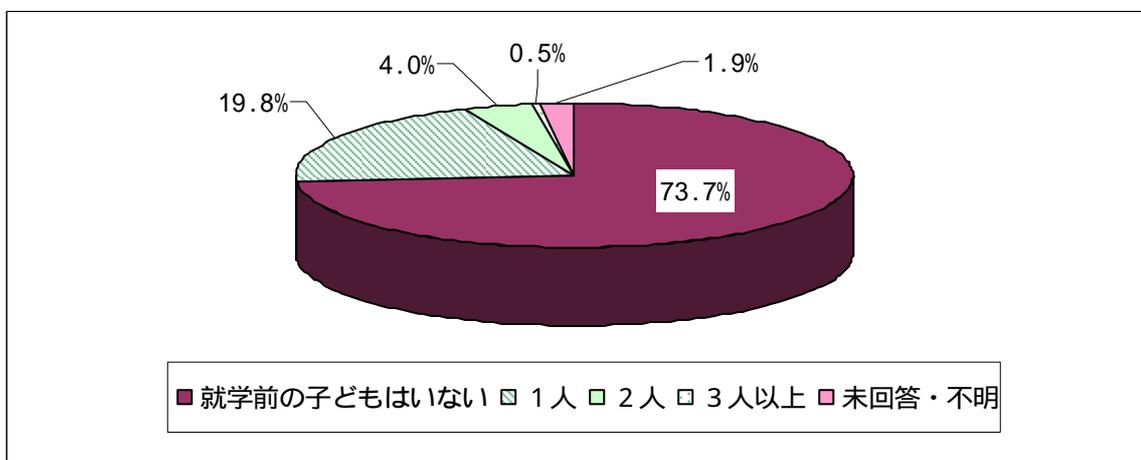
資料：札幌市アンケート調査（平成19年）

図10 「小・中・高の子どもの人数」



資料：札幌市アンケート調査（平成19年）

図11 「就学前の子どもの数」



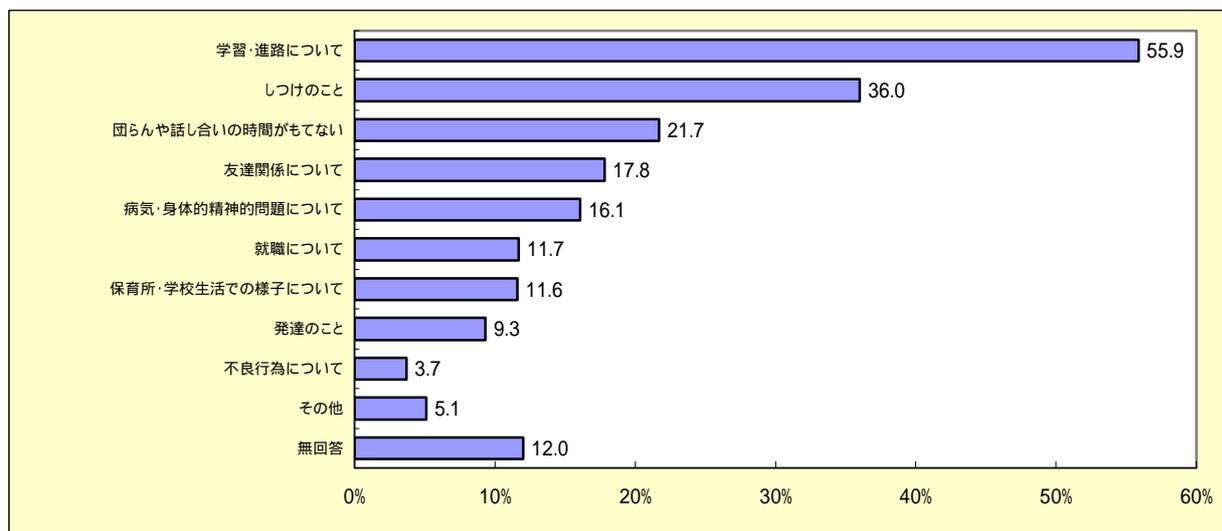
資料：札幌市アンケート調査（平成19年）

子どもに対する悩み

母子家庭の母の子どもに対する悩みは、子どもの学習・進路についてが 55.9%と最も多く、次にしつけが 36.0%、団らんや話し合いの時間がもてないが 21.7%となっています。

その他には、友達関係や病気・身体的・精神的問題について、就職について、保育所・学校生活での様子についての悩みが 10%を超えています。(図 12)

図 12 「母子家庭の母の子どもに対する悩み」



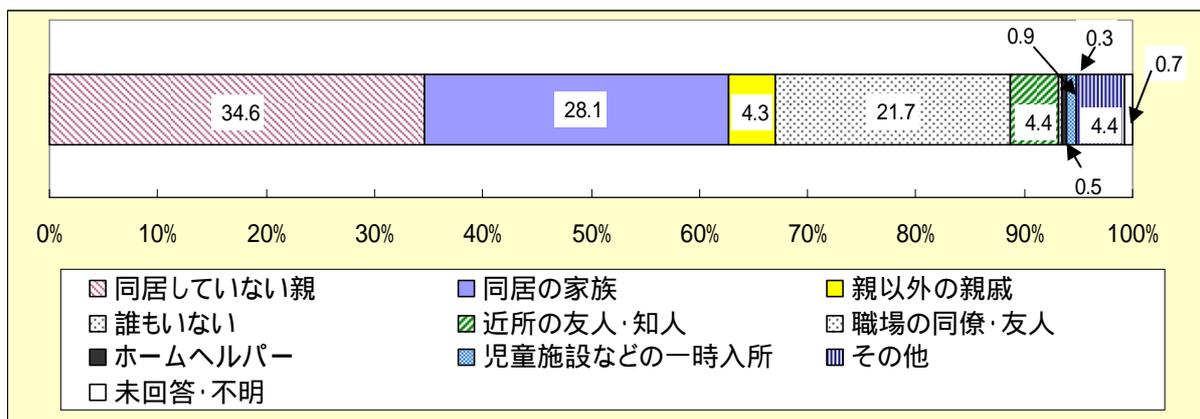
資料：札幌市アンケート調査（平成 19 年）

母親が病気等の時、身の回りの世話をする方

母子家庭の母が、病気等により一時的に困った時に食事の世話等の身の回りの世話をする方は、67.0%が親族となっている一方、21.7%の方が身の回りの世話をする方がいない状況となっています。(図 13)

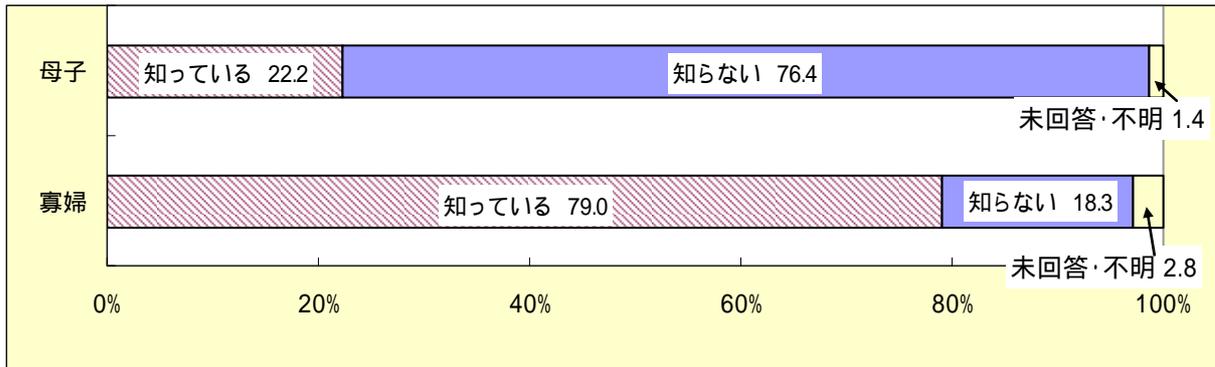
また、児童養護施設等の一時入所（ショートステイ）が 0.9%、ホームヘルパーを頼む方が 0.5%となっており、このようなときの支援サービスとして実施している日常生活支援事業を知らない母子家庭が 76.4%となっています。(図 13・14)

図 13 「母子家庭の母が病気のととき、本人や子どもの身の回りの世話をする方」



資料：札幌市アンケート調査（平成 19 年）

図 14 「母子家庭等日常生活支援事業の認知度」



資料：札幌市アンケート調査（平成 19 年）

母子家庭等日常生活支援事業は、母子家庭、父子家庭、寡婦が、技能取得等の自立を促進するために必要な事由や疾病等の事由により、一時的に生活援助が必要な場合、もしくは生活環境等の変化により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（家庭生活支援員）を派遣することにより、母子家庭等の生活の安定を図ることを目的とした事業です。

住居の状況

母子家庭の住居については、借家・アパート・賃貸マンションがもっとも多く全体の 58.4%を占めており、次に両親などの家に同居が 14.8%、公営住宅が 12.3%となっています。（図 15）

寡婦については、持ち家が 42.1%、次に公営住宅の 28.6%、借家・アパート・賃貸マンションの 18.7%となっています。（図 15）

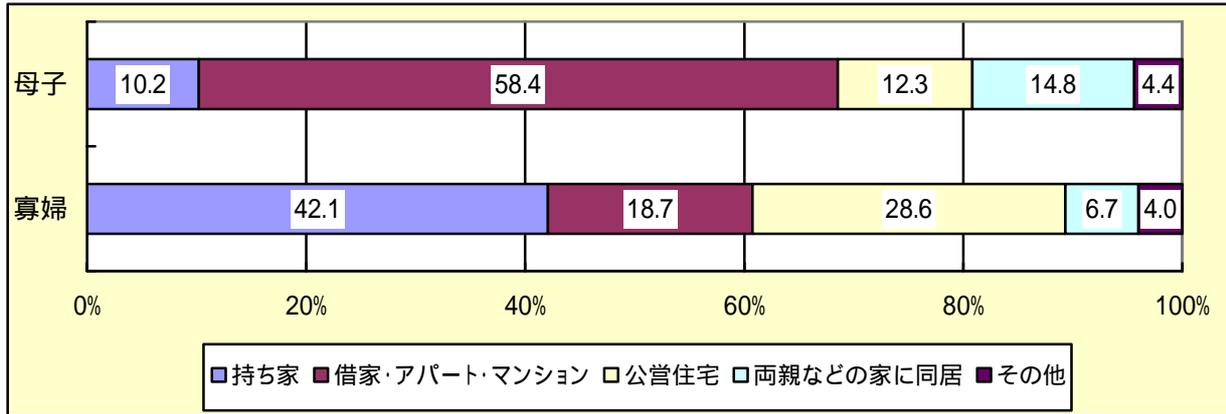
全国の調査によると父子家庭の住居については、58.3%が持ち家で最も多く、次に両親などの家に同居の 18.1%となっています。（図 16）

家賃については、母子家庭では 46.2%が 45,000 円未満、寡婦では 55.5%が 35,000 円未満となっています。（図 17）

また、母子家庭の 48.9%が、家賃が高い、家が狭いなどの理由から転居を考えており、そのうち 57.4%が公営住宅を希望し、次に 34.0%が借家・アパート・賃貸マンションを希望しています。（図 18・19）

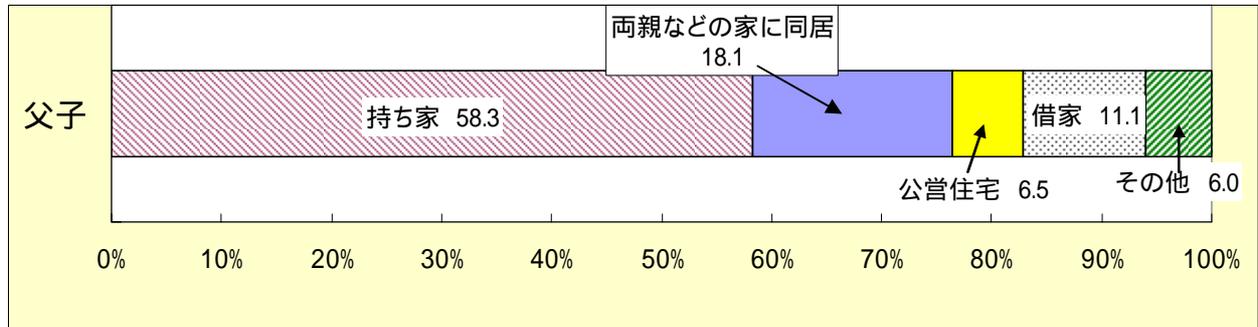
寡婦については、持ち家率が 42.1%と高く、転居を希望している方は 25.0%と低いです。そのうち 50.8%が公営住宅を希望しています。（図 15・18・19）

図 15 「住居の状況(母子・寡婦)」



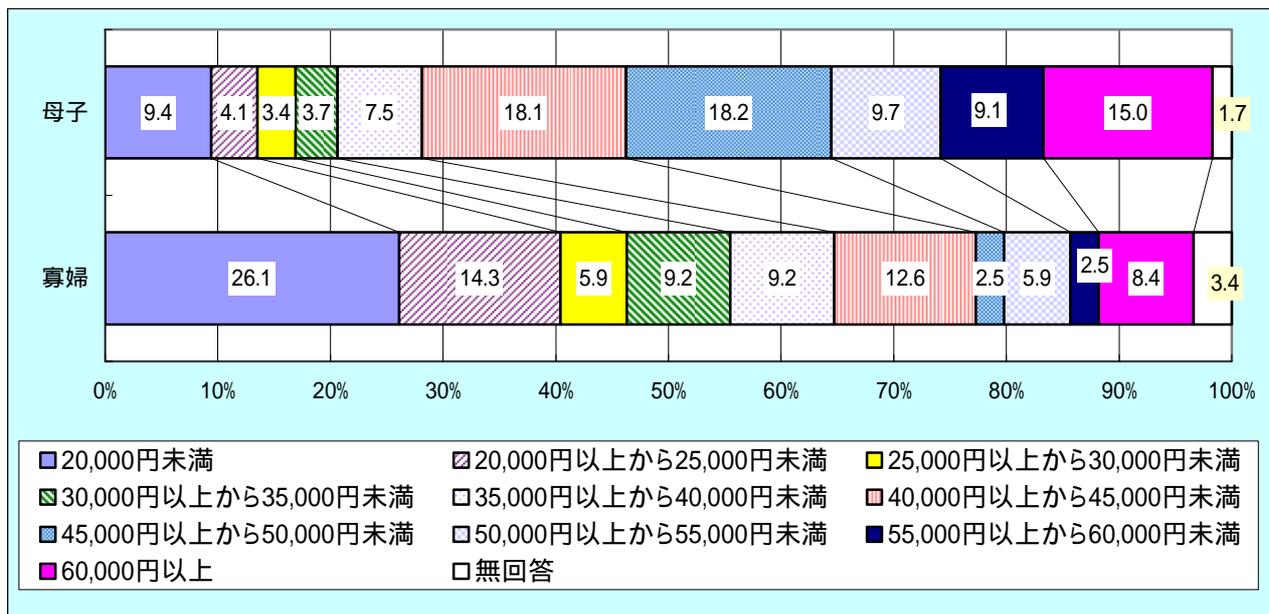
資料：札幌市アンケート調査（平成 19 年）

図 16 「住居の状況(父子)」(全国)



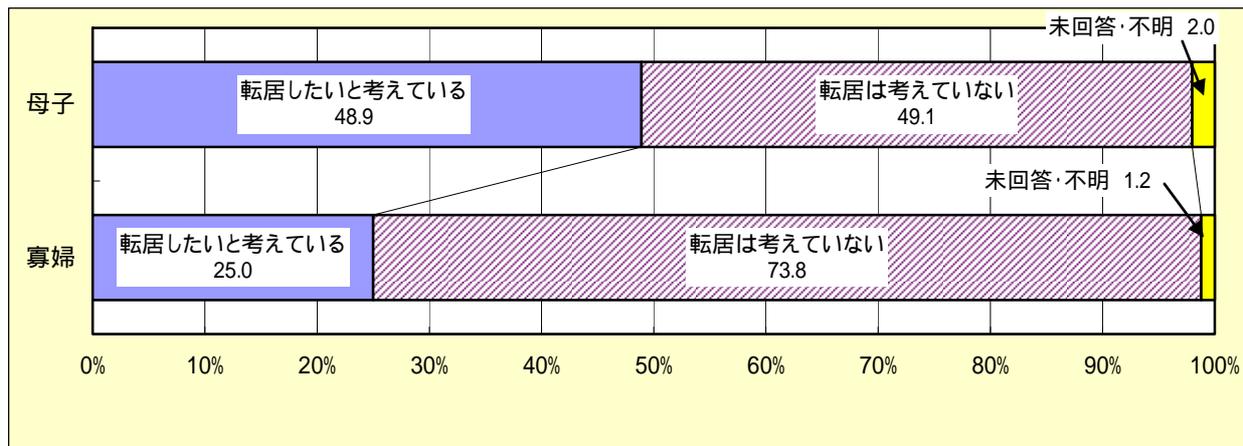
資料：全国母子家庭等調査（平成 18 年度）

図 17 「家賃の状況」



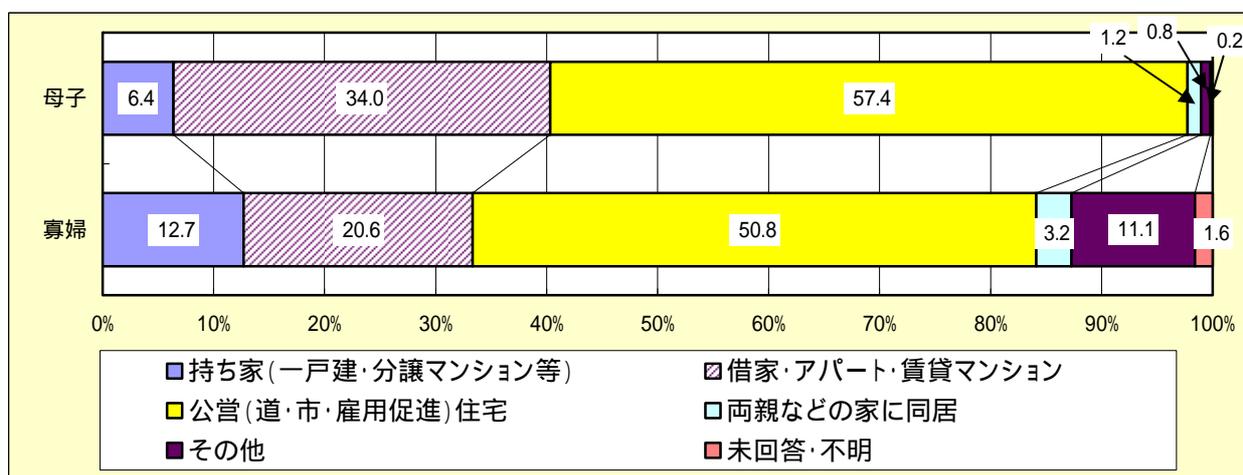
資料：札幌市アンケート調査（平成 19 年）

図 18 「転居希望の状況」



資料：札幌市アンケート調査（平成 19 年）

図 19 「転居先の希望住居」



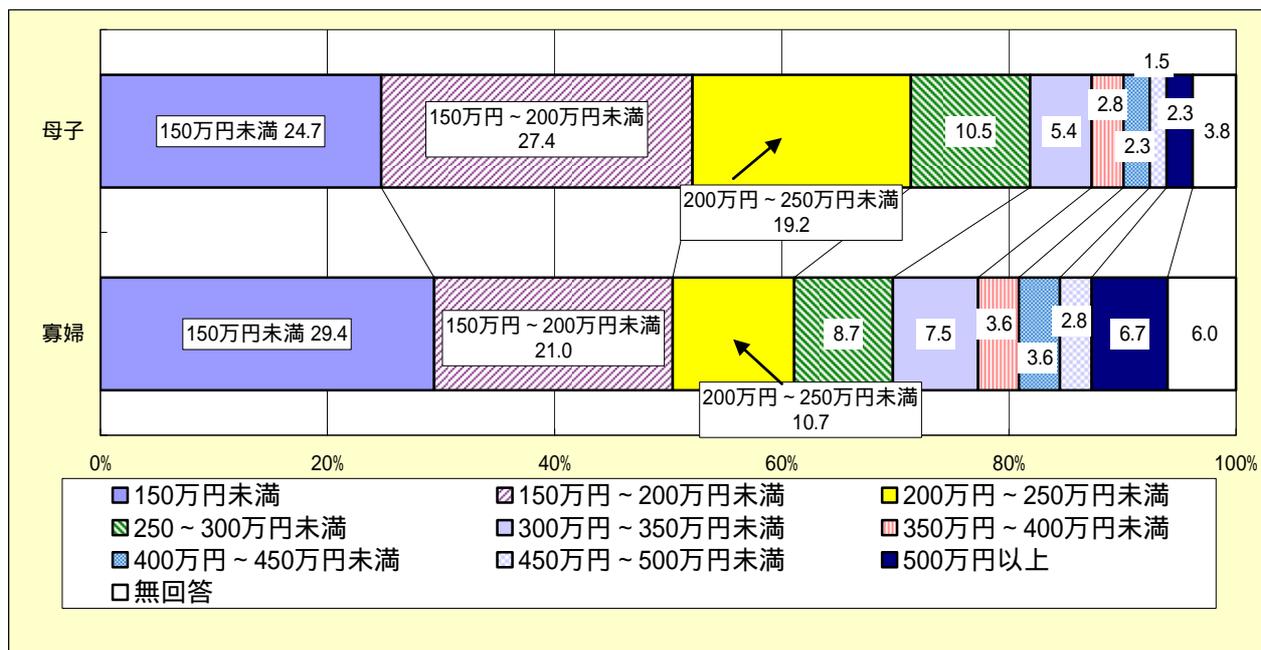
資料：札幌市アンケート調査（平成 19 年）

収入の状況

母子家庭の収入は、150 万円から 200 万円未満がもっとも多く、全体の 27.4%を占めており、全体の 71.3%が 250 万円未満の収入となっています。（図 20）

全国的に見ると母子世帯の平均年間収入は 213 万円であり、一般家庭の平均年間収入 563.8 万円の 37.8%程度となっています。（平成 17 年国民生活基礎調査）

図 20 「母子家庭・寡婦の収入状況」



資料：札幌市アンケート調査（平成 19 年）

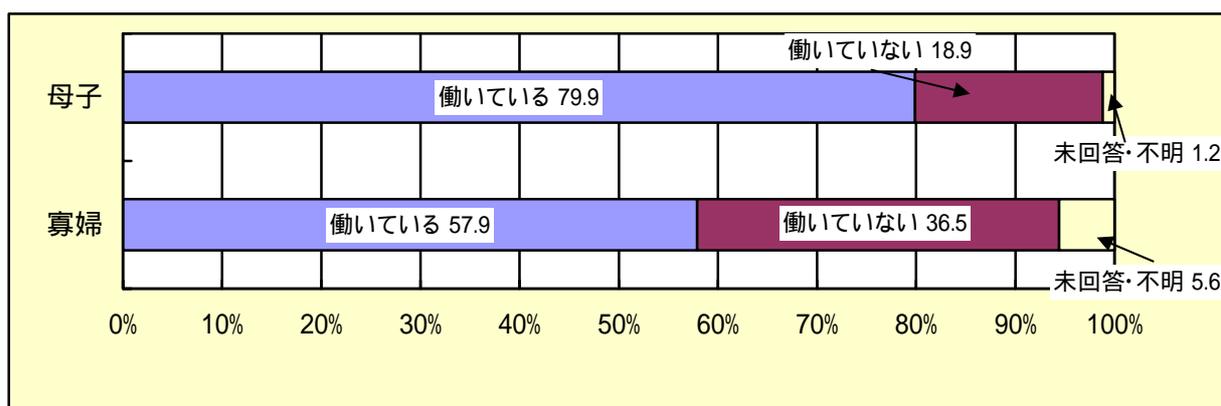
年間の収入とは、児童扶養手当等の社会保障給付金や就労収入、養育費等のすべての収入額。

就業の状況等

就業の状況

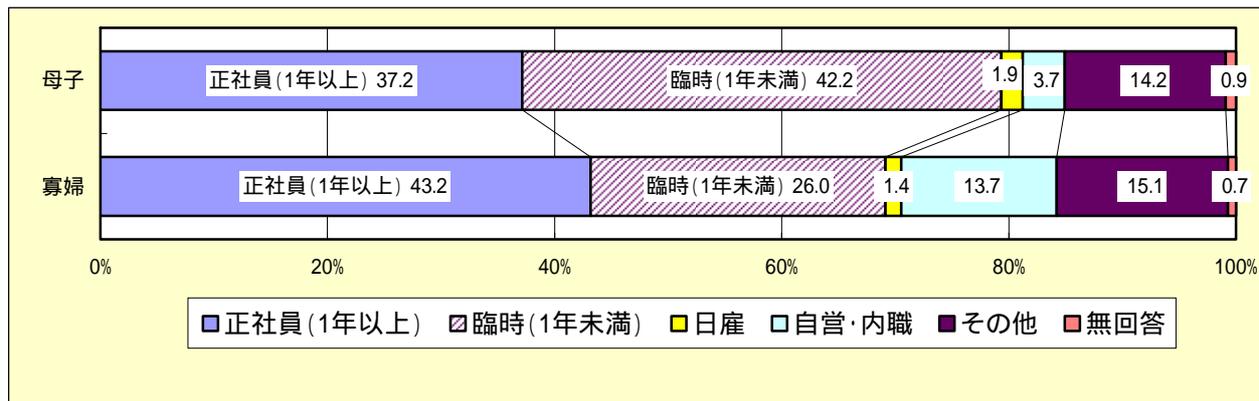
母子家庭の母で現在就業しているのは 79.9%であり、そのうち正社員（1年以上）として雇用されているのは 37.2%に過ぎず、42.2%の方が臨時（1年未満）などの不安定な雇用状況となっています。（図 21・22）

図 21 「就業状況」



資料：札幌市アンケート調査（平成 19 年）

図 22 「雇用形態」



資料：札幌市アンケート調査（平成 19 年）

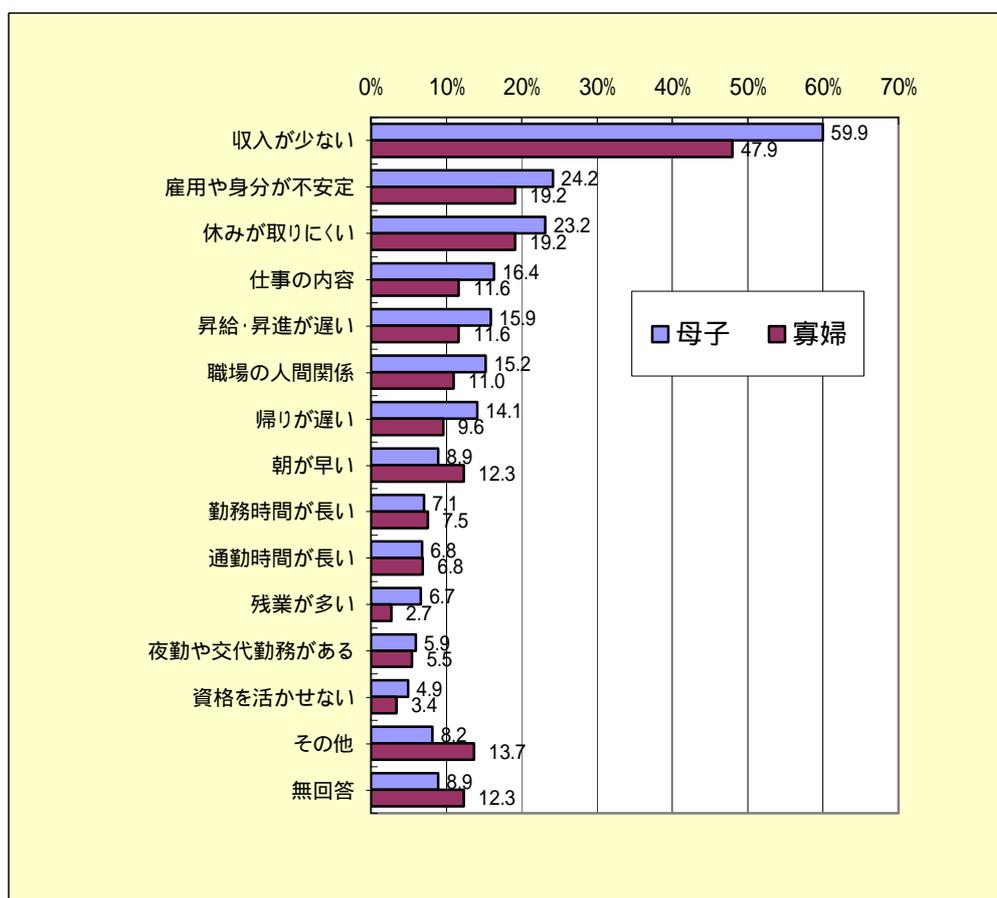
就業の悩みや不満

就業している母子家庭の 59.9%の方が収入が少ないこと、24.2%の方が雇用や身分が不安定なこと、また 23.2%の方が休みが取りにくいこと等の悩みや不満を抱えています。

（図 23）

また、寡婦についても、同様に 47.9%の方が収入が少ないこと、19.2%の方が雇用や身分が不安定なこと等の悩みや不満を抱えています。（図 23）

図 23 「母子家庭・寡婦の仕事についての悩みや不満」



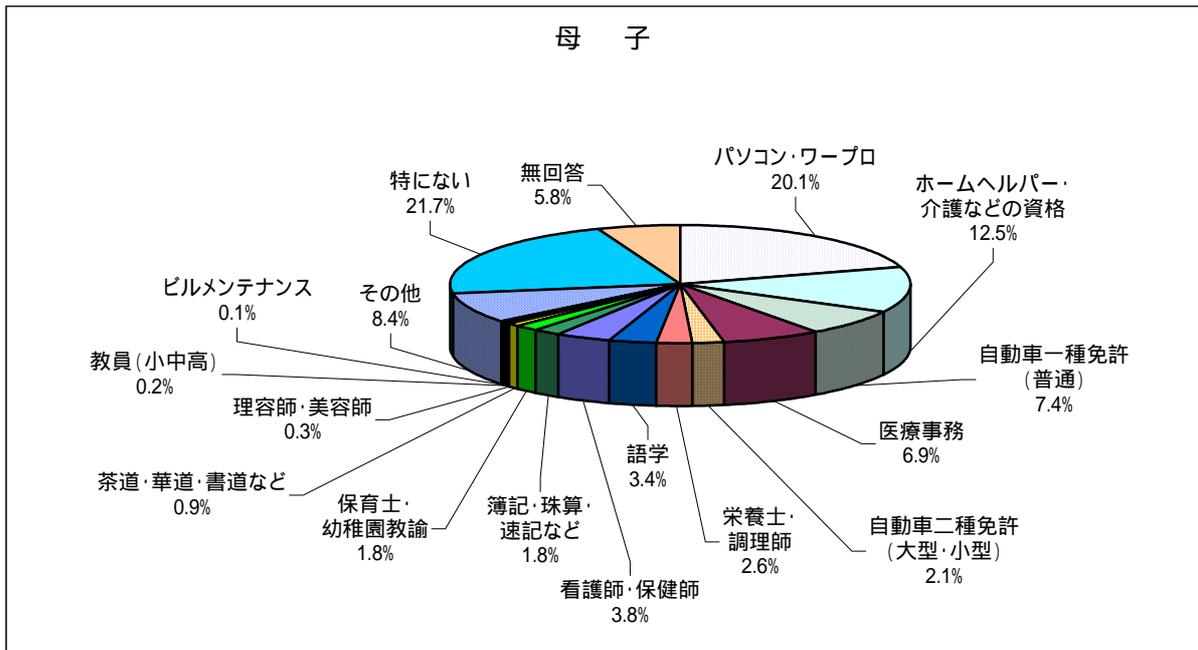
資料：札幌市アンケート調査（平成 19 年）

就業に向けて、今後取得したい資格

就業のために母子家庭の母・寡婦が今後取得したい資格は、パソコン・ワープロが最も多く、次いでホームヘルパー・介護等の資格となっています。(図 24・25)

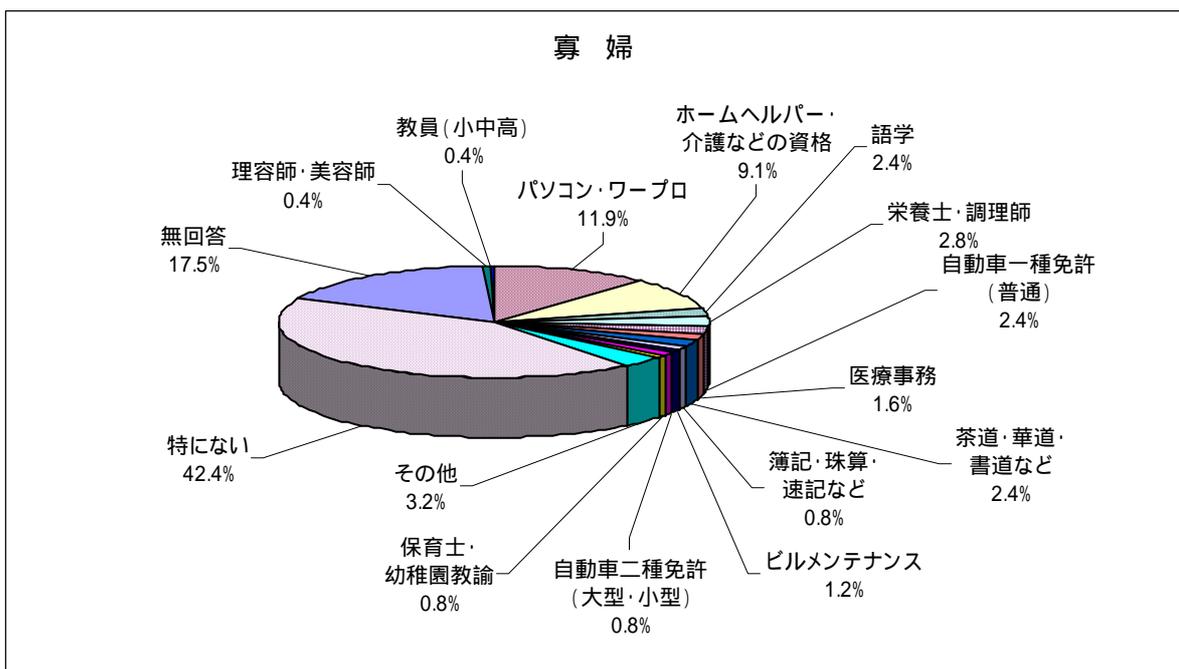
また、就業への支援として開設している「母子家庭等就業支援センター」を知らない母子家庭の母が、31.3%となっています。(図 26)

図 24 「母子家庭の母の今後取得したい資格」



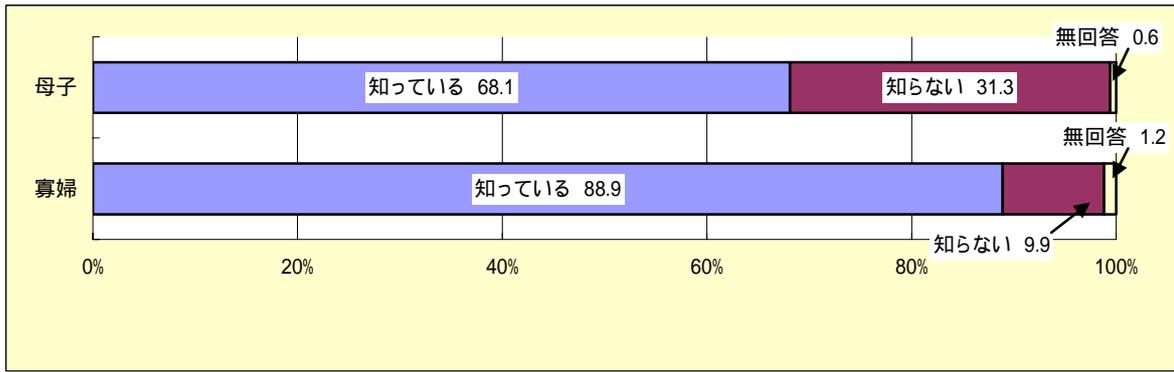
資料：札幌市アンケート調査（平成 19 年）

図 25 「寡婦の今後取得したい資格」



資料：札幌市アンケート調査（平成 19 年）

図 26 「母子家庭等就業支援センターの認知度」



資料：札幌市アンケート調査（平成 19 年）

母子家庭等就業支援センターは、平成 15 年 10 月に母子家庭の母及び寡婦の就業支援を目的として開設しました。同センターでは、個々の家庭状況や就業経験等に応じて、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に結びつきやすい資格取得を目的とした就業支援講習会、就業情報の提供、職業斡旋等一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活の安定と児童の福祉を図るため、養育費の取決めなど専門家による相談等を総合的に実施しています。

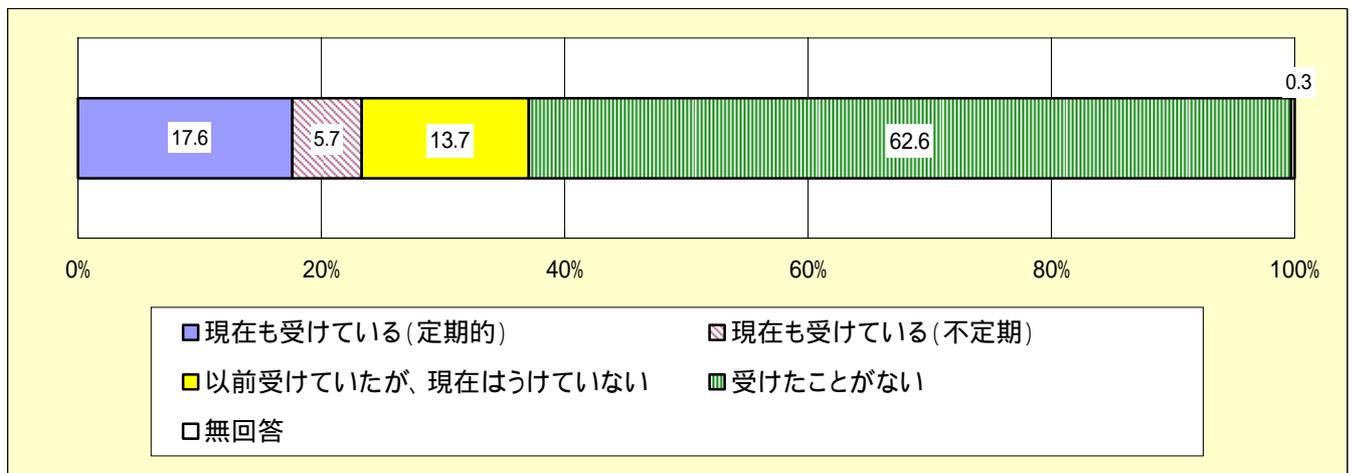
養育費の取得状況

現在も養育費を受けている方は 23.3% で、そのうち定期的に養育費を受けている方は 17.6% です。（図 27）

また、養育費を受けたことがない母子家庭は 62.6% となっています。（図 27）

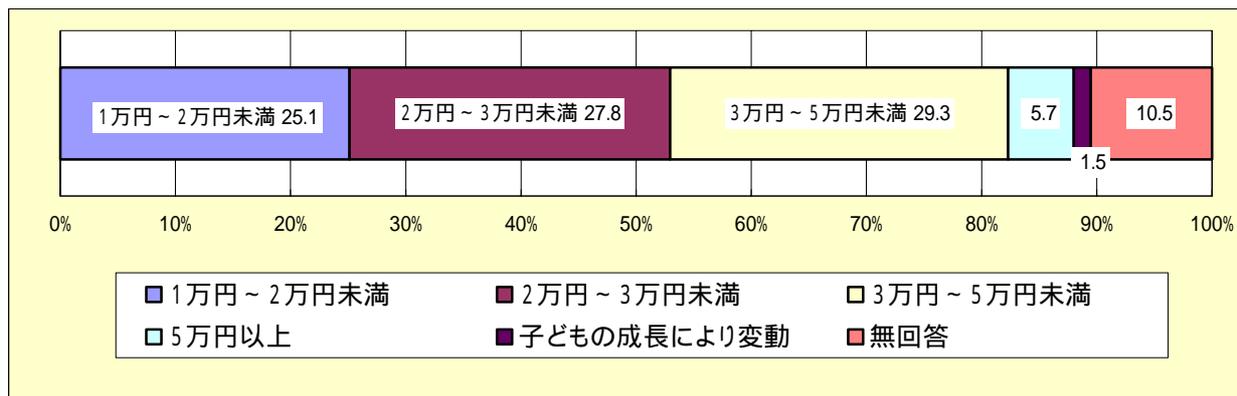
なお、養育費を受けている方の 52.9% が 3 万円未満となっています。（図 28）

図 27 「養育費の取得状況」



資料：札幌市アンケート調査（平成 19 年）

図 28 「養育費の額」



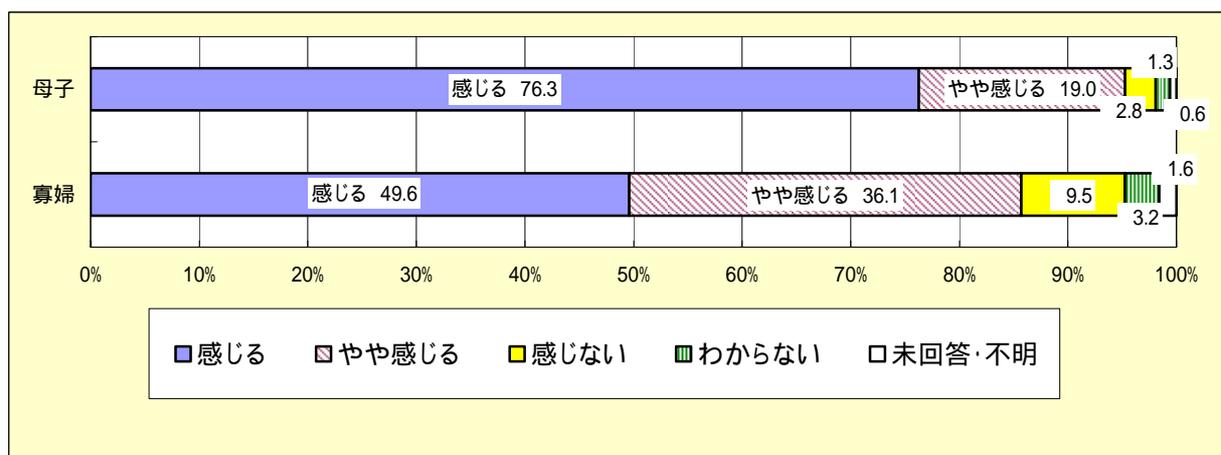
資料：札幌市アンケート調査（平成 19 年）

生活に対する不安と公的制度等への要望

生活(経済的・子育て等)に対する不安

これからの生活に不安を感じる方、やや感じる方を合計すると、母子家庭の 95.3%の方が不安を感じており、寡婦についても同様に 85.7%の方が不安を感じています。(図 29)

図 29 「母子家庭と寡婦の、今後の生活(経済的・子育て等)に対する不安」



資料：札幌市アンケート調査（平成 19 年）

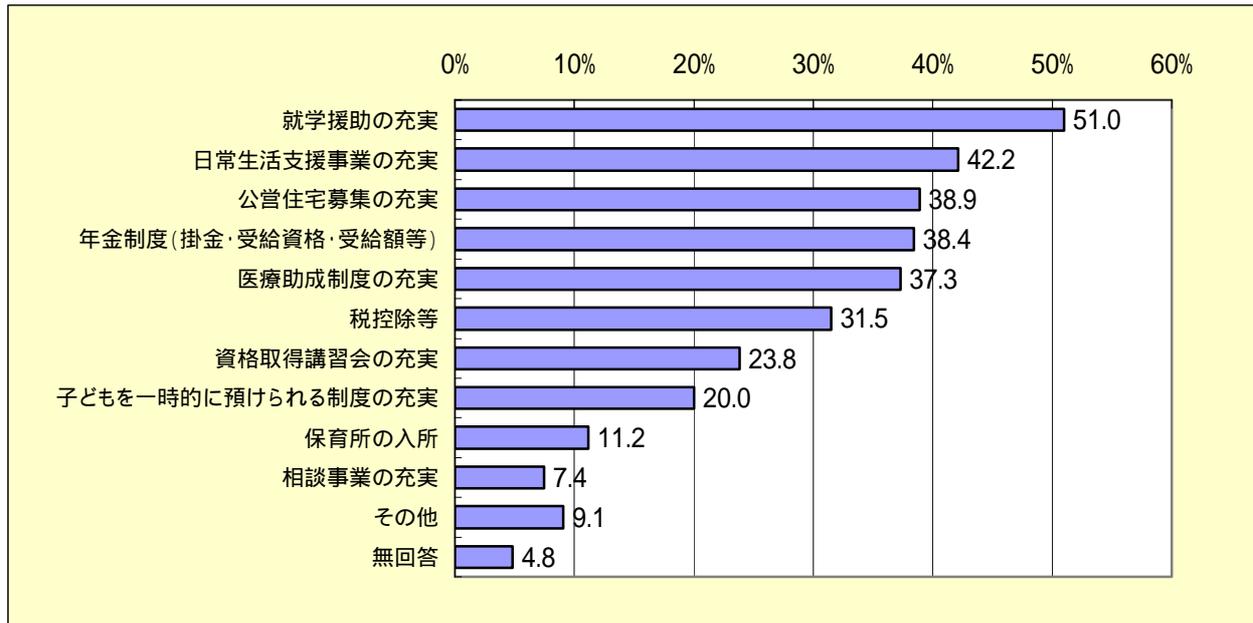
公的制度への要望

母子家庭・寡婦とも年金制度への要望が多く、将来の生活への不安がうかがえます。

次に母子家庭では、子どもの就学援助や公営住宅募集の充実に要望が高く、寡婦については、将来の健康に関わる医療助成制度の充実にについての要望が高くなっています。

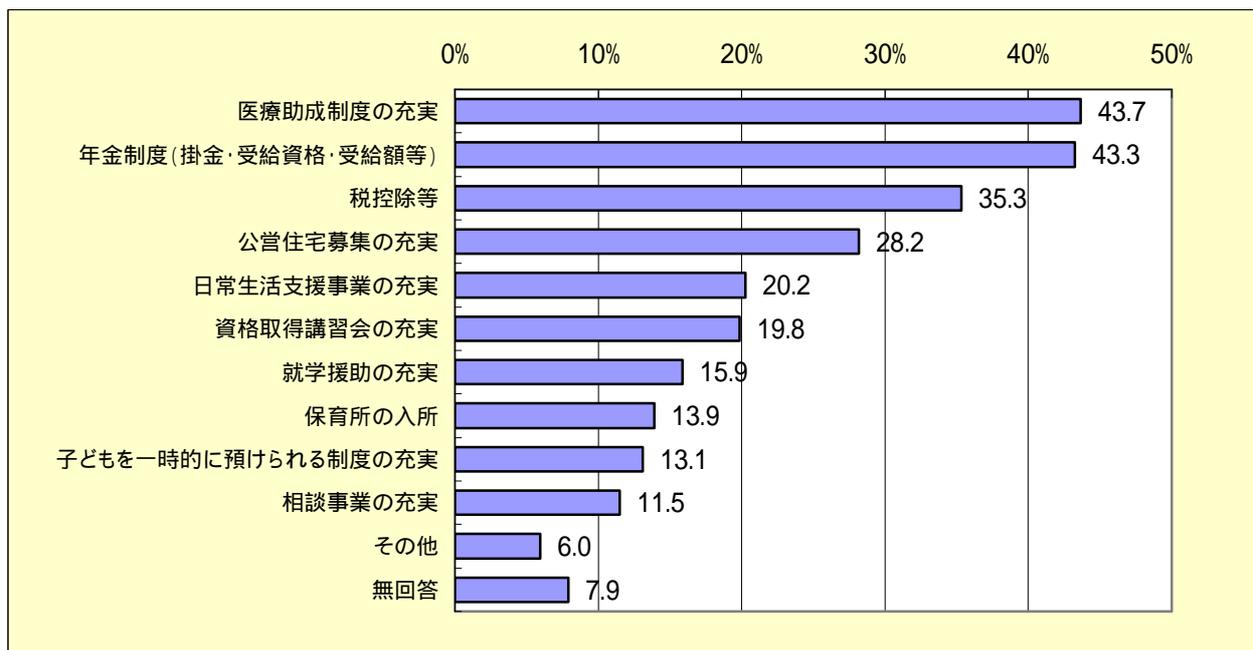
(図 30・31)

図 30 「母子家庭の公的制度への要望」



資料：札幌市アンケート調査（平成 19 年）

図 31 「寡婦の公的制度への要望」



資料：札幌市アンケート調査（平成 19 年）

2 ひとり親家庭等の課題

札幌市の母子家庭は、平成 17 年(2005 年)の国勢調査で 16,121 世帯、父子家庭は同調査で 1,508 世帯となっており、平成 12 年(2000 年)の同調査(母子家庭：14,011 世帯、父子家庭：1,452 世帯)と比較し増加しています。

また、母子家庭となった理由としては離婚によるものが 9 割を超え、離婚件数(札幌市保健所調)も平成 13 年(2001 年)の 5,482 件をピークに毎年 5 千件前後と高水準にあり、児童扶養手当の受給者数も増加の傾向にあります。

このような状況の中、これからのひとり親家庭等への自立支援策を進めるにあたっての課題をまとめると、次のようなことが考えられます。

(下線の数値は「札幌市アンケート調査結果(平成 19 年度)」による)

(1) 安心して暮らせる環境整備

母子家庭のほとんどの方が、今後の生活に不安を抱えており、また、寡婦についても多くの方が同様の不安を抱えています。

このような不安を気軽に相談ができ、適切な指導・助言を受けられる環境を整えていく必要があります。

母子家庭の母が病気等のときに、生活援助をしてくれる人がいない方が 21.7%もいること、また、このような場合に対する支援事業を知らない方が 76.4%もいることから、日常生活における各種支援について周知を図るとともに、支援施策の充実が必要です。

母子家庭の 24.3%が就学前の子どもを抱えており、就業による自立を目指すためには、安心して子どもを預けられる場所の確保等、保育サービスの環境を整えて行く必要があります。

母子家庭の持ち家率は 10.2%であり、父子家庭(58.3%、平成 18 年度全国母子家庭等調査)や寡婦(42.1%)に比べ低く、転居希望の 57.4%が比較的家賃の低廉な公営住宅を希望していることから、公営住宅への入居優遇措置を講ずる必要があります。

(2) 母子家庭・寡婦の経済的自立のための就業支援

平成 17 年(2005 年)国民生活基礎調査によると、全国の母子家庭の平均年間収入は 213 万円となっており、札幌市の母子家庭では年間収入 200 万円未満の世帯で 52.1%、寡婦についても 50.4%の世帯で、年間収入が 200 万円未満となっています。

さらに母子家庭の母では、臨時等雇用期間が 1 年未満の不安定就労が 4 割以上となっており、母子家庭の母、寡婦ともに「収入が少ない」などの悩みを抱えています。

このような状況から、経済的に自立をするためには、安定した雇用の場を確保するとともに、就業に関する相談や情報の提供等、適切な就業支援を行える環境を整える必要があります。

母子家庭の母や寡婦が今後取得したい資格には様々な種類があり、経済的自立を目指すために、就業に有利になるような資格取得や技能習得の機会の提供が必要です。

(3) 養育費の確保

ひとり親家庭の中で養育費を取得している家庭は依然として少なく、経済的に厳しい状況にあります。養育費を取得することにより、安心して生活ができるよう、養育費の確保に向けた専門家による相談体制を整えることが必要であるとともに、養育費の支払いについては、親の責任であることを一般に普及啓発して行くことが必要です。

施策の概要

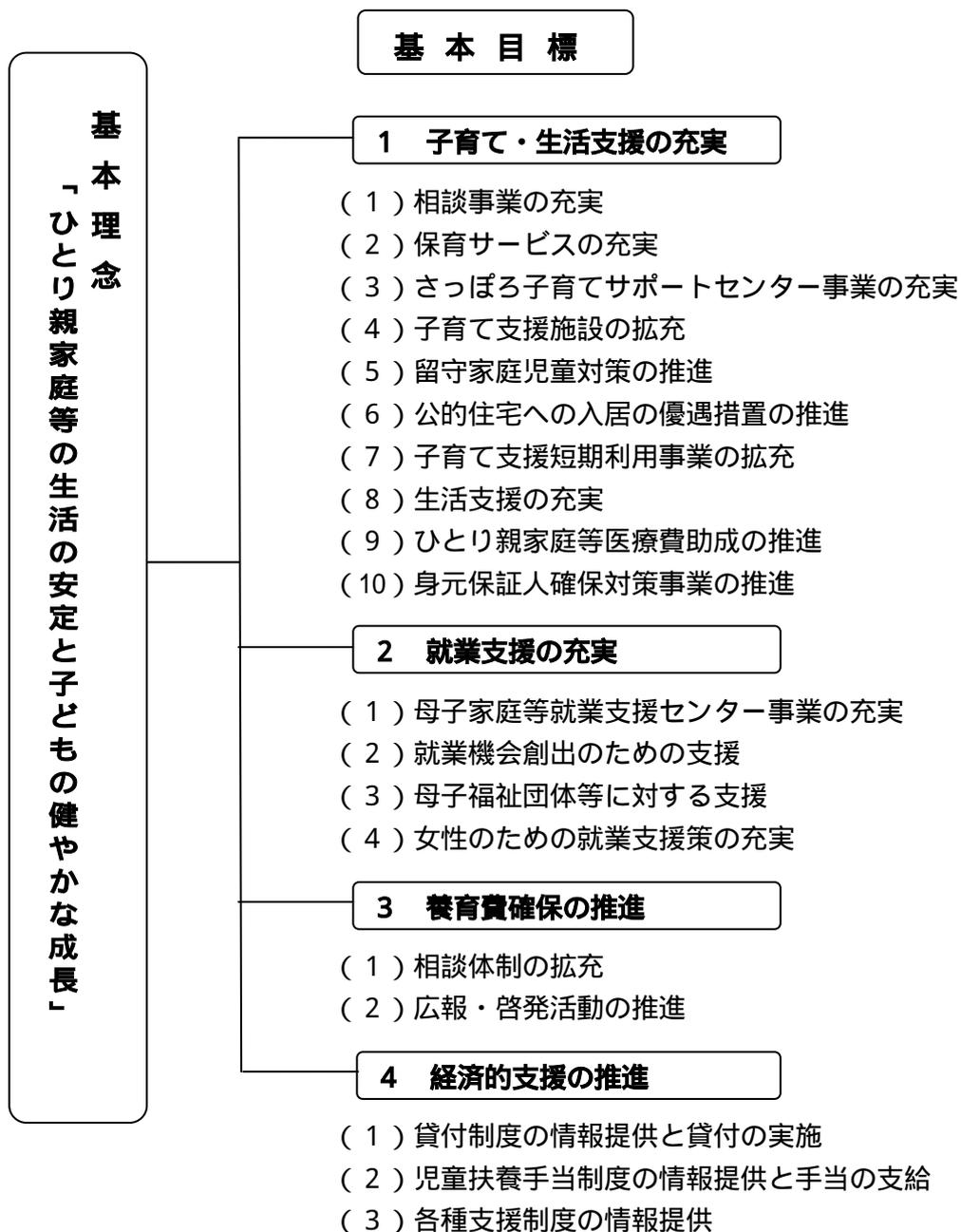
1 施策の基本的な方向

ひとり親家庭等に対する施策は経済的支援策を中心に行われてきましたが、母子家庭等自立促進計画（平成 17 年度～平成 19 年度）では、従来の施策を継続しながら、ひとり親家庭等に対し「きめ細かな福祉サービスの提供」と「自立支援」を主眼に、基本的な方向を定めたところであります。

母子家庭等自立促進計画（平成 20 年度～平成 24 年度）についてもこれらを継承し、「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」を基本理念としました。

2 施策の体系

基本理念に基づいた施策を展開するために、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費の確保」、「経済的支援」の 4 つの基本目標を設定し、各施策の推進を図るものとします。



具体的施策の展開

1 子育て・生活支援の充実

(1) 相談事業の充実【対象：母子・父子・寡婦】

相談体制の充実

区に配置している母子・婦人相談員及び母子寡婦福祉センターの母子相談員の資質向上を図るため、定期的な業務研修、指導方法、応対等の研修を実施するとともに、ひとり親家庭になる前や、なった後の相談等の充実を図ります。

相談業務の周知

区及び母子寡婦福祉センターでの母子家庭等に対する相談業務について、ホームページやパンフレット等により周知を図ります。

(2) 保育サービスの充実【対象：母子・父子】

保育所入所の推進

ひとり親家庭の仕事と家庭の両立支援として、就職活動中や就職確定後の保育所入所の優遇制度を推進します。

保育サービスの充実

・延長保育：就業時間等による送迎を行いやすくするために早朝1時間、夕刻1時間又は2時間の延長保育を行う実施箇所の拡大を行います。

(平成21年度目標 172ヶ所 「第2次札幌新まちづくり計画」)

・一時保育：保護者の短時間労働等や冠婚葬祭等で、通常の保育所で対象とならない児童に対して認可保育所で保育サービスを実施できるよう拡大を行います。

(平成21年度目標 83ヶ所 「第2次札幌新まちづくり計画」)

・病後児保育：現在、市内5ヶ所で実施している病後児保育を継続します。

・休日保育：現に札幌市認可保育所に入所している児童について、日曜・祝日に勤務する保護者のために、休日保育の実施箇所の拡大を行います。

(平成22年度目標 3ヶ所 「第2次札幌新まちづくり計画」)

(3) さっぽろ子育てサポートセンター事業の充実【対象：母子・父子】

さっぽろ子育てサポートセンター事業の充実

育児の援助を受けたい方と行いたい方とで会員組織を作り、保育所等への送迎を行ったり、一時的に子どもを預かったりする、会員相互の援助事業「さっぽろ子育てサポートセンター事業」の充実を図ります。

(4) 子育て支援施設の拡充【対象：母子・父子】

子育てサロンの拡充

親子同士等の交流を深め、子育て家庭が遊び等を通じて地域の人たちとふれあう場(子育てサロン)を提供するとともに、今後は、地域協働型の運営による地域主体の子育てサロンの拡充を図ります。

(平成 21 年度目標 全小学校区で実施 「さっぽろ子ども未来プラン前期計画」)

区保育・子育て支援センター整備の推進

すべての子育て家庭に対する子育て支援の充実を図るため、従来の保育所機能に加え、親子の交流の場である常設の子育てサロン、子育て相談等のさまざまな子育て支援機能を持つ区保育・子育て支援センターの設置を推進します。

(平成 22 年度目標 6ヶ所 「第2次札幌新まちづくり計画」)

子育て支援総合センター事業の情報提供

全市の子育て支援事業の拠点施設として、年末年始以外毎日開館し、ひとり親家庭を含むすべての家庭を対象に、常設の交流の場の提供、子育て講座の開催や安心して子育てができる情報の提供等を行います。

(5) 留守家庭児童対策の推進【対象：母子・父子】

児童会館及びミニ児童会館の拡充

保護者の就労等による留守家庭児童について、児童会館及びミニ児童会館の児童クラブで一般来館児童と交流を保持しながら安全の確保と健全な育成を推進するため、施設の拡充を図ります。

(平成 22 年度目標 児童会館・ミニ児童会館 174ヶ所、児童クラブ 169ヶ所
「第2次札幌新まちづくり計画」)

(6) 公的住宅への入居の優遇措置の推進【対象：母子・父子】

市営住宅入居への優遇制度

ひとり親家庭の方の市営住宅の入居に際し、抽選時の当選確率を高める優遇制度を実施します。

市営住宅の入居資格の緩和

ひとり親家庭の方等で、小学校就学前の子どもがいる世帯について、市営住宅への入居資格(収入基準)の緩和を実施します。

特定優良賃貸住宅活の子育て支援事業の推進

市の認定を受けて民間事業者等が建設する賃貸住宅で、中学校卒業前の子どもがいる世帯について、入居基準の引き下げと経済的負担の軽減を図ります。

(平成 22 年度目標 221 世帯 「第 2 次札幌新まちづくり計画」)

(7) 子育て支援短期利用事業の拡充【対象：母子・父子】

子育て支援短期利用事業（ショートステイ）の推進

保護者が病気や冠婚葬祭等により一時的に養育できなくなった場合に、児童を預かる子育て支援短期利用事業（ショートステイ）を推進します。

(8) 生活支援の充実

日常生活支援事業の推進 【対象：母子・父子・寡婦】

ひとり親家庭等が自立促進のための講習会の受講や疾病、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助を必要とした場合、家庭生活支援員（ホームヘルパー 3 級取得者）を派遣し、食事の世話等の日常生活の支援を行う日常生活支援事業を推進します。

研修会の充実 【対象：母子・父子・寡婦】

家庭生活支援員の知識や技術向上のための研修会や、救急法等の講習会を実施し、サービスの充実を図ります。

土日・夜間電話相談事業の充実 【対象：母子・父子・寡婦】

ひとり親家庭等が、比較的時間に余裕のある夜間、休日において気軽に相談でき、適切なアドバイスを得ることのできる電話相談を充実します。

児童訪問援助事業の検討 【対象：母子・父子】

ひとり親家庭の児童は不安定な状況にあることから、心の支えとなるとともに生活面の指導を行うため、児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣を行う児童訪問援助事業を検討します。

(9) ひとり親家庭等医療費助成の推進【対象：母子・父子】

ひとり親家庭等医療費助成の推進

ひとり親家庭の母又は父及び児童に係る医療費の一部を助成し、ひとり親家庭の健康の向上に寄与するとともに福祉の増進を図ります。

(10) 身元保証人確保対策事業の推進 【対象：母子】

母子生活支援施設における身元保証人確保対策事業の推進

母子生活支援施設を退所する母子家庭は、身元保証人の確保が困難であることにより就業などの妨げになっていることから、身元保証人確保対策事業を推進します。

2 就業支援の充実

(1) 母子家庭等就業支援センター事業の充実【対象：母子・寡婦】

就業支援講習会の充実

就職にできるだけ有利になるような資格取得や能力開発を目的とし、ニーズに合わせ科目の見直しを行う等、母子家庭の母や寡婦への就業支援講習会の充実を図ります。

また、新たに母子家庭の母の在宅就業を支援するため、自宅で仕事を始めたい母子家庭の母を対象にセミナーなどを行う、在宅就業支援事業の実施を検討します。

母子自立支援プログラム策定事業の拡充

個々の母子家庭の実情に応じた、きめ細かな就業等の支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を推進し、その支援体制を強化します。

また、新たなメニューとして、直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母を対象に、NPO法人等と連携しボランティア活動等を行う、就職準備支援コースの実施を検討します。

この事業は、母子家庭の母親のみを対象としたものです。

企業への訪問活動の促進

母子家庭の母や寡婦の就業を促進するため、母子家庭の母等を雇用していない企業への訪問を積極的に行い、雇用への理解と協力を求めていきます。

関係機関との連携の推進

ハローワーク・札幌市就業サポートセンター・母子婦人相談員等との連携を図りながら、母子家庭の母や寡婦の就業への支援を推進します。

雇用情報の提供の推進

市及び公的施設における非常勤職員等の雇用に際し、母子家庭等就業支援センターへの雇用情報の提供を推進します。

(2) 就業機会創出のための支援【対象：母子・寡婦】

自立支援教育訓練給付金事業の推進

就業を効果的に促進するために、市が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対し、講座終了後に入学料及び受講料の一部について給付金を支給する自立支援教育訓練給付

金事業を推進します。

高等技能訓練促進費事業の推進

母子家庭の母が、看護師や保育士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上の訓練期間で知識技能を習得する場合で、就業又は育児と両立が困難と認められる場合に、生活の負担軽減を図り資格取得を容易とすることを目的に就業支援手当を支給する、高等技能訓練促進費事業を推進します。

また、平成20年度入学者から、経済的負担を軽減するために入学支援修了一時金を支給します。

(3) 母子福祉団体に対する支援【対象：母子福祉団体】

母子福祉団体への支援の推進

公的施設内における自動販売機・売店等の設置における配慮や清掃事業の委託等の優先的な事業発注等、母子福祉団体の基盤拡充に向け支援を図ります。

(4) 女性のための就業支援策の充実【対象：母子・寡婦】

女性の再就職支援事業の推進

市就業サポートセンターにおいて、女性の再就職を支援するためのセミナー、カウンセリング、職業紹介及び職場定着カウンセリングを実施します。

女性の経済的・社会的自立の促進

女性の経済的・社会的自立の促進の達成に向けて、女性のための各種講座や就職に必要な講座などの事業の充実を図ります。

3 養育費確保の推進

(1) 相談体制の拡充【対象：母子・父子】

養育費相談体制の充実

・各区における母子・婦人相談員に対し、養育費に係る知識を深めることを目的として、弁護士等による研修を実施します。

・母子寡婦福祉センターで行っている一般相談や弁護士等による特別相談に加え、新たに養育費専門相談員を配置して養育費等の相談に対応するとともに、養育費の確保などの周知を図ります。

(2) 広報・啓発活動の推進【対象：母子・父子】

養育費の広報・啓発の推進

母子福祉団体と連携して、養育費の情報提供として、婚姻前の若い世代や婚姻直後の夫婦

などに対する周知などを行うほか、ホームページやパンフレットを作成する等、広報・啓発活動を推進します。

4 経済的支援の推進

(1) 貸付制度の情報提供と貸付の実施【対象：母子・寡婦】

母子寡婦福祉資金貸付制度の情報提供と貸付の実施

ニーズに適應した支援として、母子寡婦福祉資金貸付金制度の情報の提供をするとともに、償還に係る負担を軽減するため、技能習得資金及び生活資金(知識技能を習得する場合)の償還期限を延長します。

(2) 児童扶養手当制度の情報提供と手当の支給【対象：母子】

児童扶養手当制度の情報提供と手当の支給

母子家庭に対して児童扶養手当制度に関する情報の提供を推進し、手当の支給を行います。

(3) 各種支援制度の情報提供【対象：母子・父子・寡婦】

ひとり親家庭等への各種支援制度の情報提供

各種相談窓口での情報提供や「ひとり親家庭等のための暮らしのガイド」を充実させる等により、就学援助制度(経済的理由で小・中学校への就学が困難な場合)をはじめとした各種支援制度について一層の周知を図ります。

計画の推進について

1 関係施策や関係団体との連携

ひとり親家庭等の自立支援を推進していくには、行政の支援と、母子福祉団体をはじめ、地域のNPO法人、民間企業等の関係機関との連携による取り組みが重要となってきます。

特に、ひとり親家庭等の就業に関しては、ハローワークや民間企業の協力が不可欠なことから、関係機関、団体等に対し、ひとり親家庭等への理解と協力を求める等、相互の連携に努めながら施策を展開していきます。

2 計画の運用

今後の社会経済情勢の変化や国における関係法令の改正をはじめとした母子家庭等施策の見直し等により、ひとり親家庭等施策への取り組みが変わることも予想されます。

また、この計画の計画期限である平成24年度までの間に、本市施策の骨格となる「第2次札幌新まちづくり計画」の計画期限(平成22年度)や「札幌市次世代育成支援対策推進行動計画～さっぽろ子ども未来プラン」の前期計画期限(平成21年度)を迎えることとなるため、施策の展開に際しては、これらの状況の変化も踏まえながら、この促進計画が可能な限り着実に推進するよう努めるとともに、新たな制度に対しても積極的に取り組む等、的確かつ柔軟に対応していきます。

3 計画の評価

この計画に掲げた施策については、計画期間内に評価を行うとともに、改めてひとり親家庭等の実態の把握を行い、関係部局及び関係者からの意見を聴取のうえ、次期計画を策定していきます。

札幌市母子家庭等自立促進計画（平成 17 年度～平成 19 年度）の達成状況

母子家庭等自立促進計画（平成 17 年度～平成 19 年度）では、「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」を基本理念に、子育て・生活支援の充実、就業支援の充実、養育費確保の推進、経済的支援の推進の四つの基本目標を定め、札幌市が、母子福祉団体など関係団体と連携しながら施策の推進に取り組んできました。

計画期間の終了を迎えるにあたり、可能な限りその成果を具体的な数値として拾い、次表「札幌市母子家庭等自立促進計画 施策展開の実施状況総括表」にまとめましたが、この表に示すとおり、計画に盛り込まれている施策は概ね達成されているものと考えております。

札幌市母子家庭等自立促進計画 施策展開の実施状況総括表 (平成17年度、18年度実績及び19年度見込みから)

1 施策の基本的な方向

母子家庭や寡婦に対する施策は、経済的支援策を中心に行われてきましたが、これからは従来の施策を踏まえながら、ひとり親家庭等に対し「きめ細かな福祉サービスの提供」と「自立支援」を主眼に、基本的な方向を定めることとします。

2 施策の体系

基本理念 「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」

実 施 状 況	
内 容	実 績
基本目標 1 子育て・生活支援の充実	
相談業務の充実【対象：母子・父子・寡婦】	
<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の資質向上を図るため、定期的な業務研修、指導方法、応対などの研修を実施した。 ・ホームページや暮らしのガイド、子育てガイドなどで相談業務を周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度相談件数 (区相談員18名、母子寡婦福祉センター4名) 各区 10,867件 母子寡婦センター 1,658件 ・平成18年度相談件数 (区相談員18名、母子寡婦福祉センター4名) 各区 10,050件 母子寡婦センター 2,084件 ・平成19年度相談件数(H20.1現在) (区相談員18名、母子寡婦福祉センター4名) 各区 8,571件 母子寡婦センター 1,695件
保育サービスの充実【対象：母子・父子】	
<ul style="list-style-type: none"> ・就職活動中の入所や就職確定後の保育所優先入所により、入所しやすい環境を整備した。 ・延長保育・一時保育・病後児保育・休日保育の充実を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度 延長保育 市内182ヶ所のうち141ヶ所で実施 一時保育 市内182ヶ所のうち57ヶ所で実施 病後児保育 市内3ヶ所で実施 休日保育 公立保育所1ヶ所で実施 ・平成18年度 延長保育 市内184ヶ所のうち146ヶ所で実施 一時保育 市内184ヶ所のうち63ヶ所で実施 病後児保育 市内4ヶ所で実施 休日保育 公立保育所1ヶ所で実施 ・平成19年度(H19.11現在) 延長保育 市内187ヶ所のうち146ヶ所で実施 一時保育 市内187ヶ所のうち71ヶ所で実施 病後児保育 市内5ヶ所で実施 休日保育 公立保育所1ヶ所で実施
ファミリー・サポート・センターの充実【対象：母子・父子】	
<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての援助を受けたい人と援助したい人による会員相互の援助事業「さっぽろ子育てサポートセンター」の拡充を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度 ・年間派遣件数 8,118件 ・会員数 提供会員 464名、依頼会員 1,200名、 両方会員 170名 ・平成18年度 ・年間派遣件数 8,357件 ・会員数 提供会員 479名、依頼会員 1,327名、 両方会員 169名 ・平成19年度(見込) ・年間派遣件数 8,596件 ・会員数 提供会員 494名、依頼会員 1,454名、 両方会員 170名

実 施 状 況	
内 容	実 績
子育て支援の拡充【対象：母子・父子】	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域主体の子育てサロンの拡充を図った。 ・区保育・子育て支援センターの整備を実施した。 ・子育て支援総合センターの活動を広報して利用を促進した。 	<p>平成17年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域主体の子育てサロンを132か所を実施 ・区保育・子育て支援センターの整備を開始 ・子育て支援総合センターの参加者数 49,856人 ・育児相談件数 187件 子育て情報提供件数 1,156件 ・子育て支援フォーラム参加者数 750人 <p>平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域主体の子育てサロンを151か所を実施 ・区保育・子育て支援センターを豊平、西、手稲区の3区で開設 ・子育て支援総合センターの参加者数 48,837人 ・育児相談件数 303件 子育て情報提供件数 1,527件 ・子育て支援フォーラム参加者数 659人 <p>平成19年度(見込)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域主体の子育てサロンを158か所を実施 ・区保育・子育て支援センターを東区で開設 (平成18年度の開設と合わせて合計4区に) ・子育て支援総合センターの参加者数 51,679人 ・育児相談件数 408件 子育て情報提供件数 2,844件 ・子育て支援フォーラム参加者数 1,024人
留守家庭児童対策事業の推進【対象：母子・父子】	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童会館児童クラブやミニ児童会館児童クラブの整備を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度 <ul style="list-style-type: none"> ・児童会館児童クラブ 99か所 ・ミニ児童会館児童クラブ 31ヶ所 ・平成18年度 <ul style="list-style-type: none"> ・児童会館児童クラブ 99か所 ・ミニ児童会館児童クラブ 40ヶ所 ・平成19年度 <ul style="list-style-type: none"> ・児童会館児童クラブ 99か所 ・ミニ児童会館児童クラブ 44ヶ所
市営住宅への入居の優遇措置の推進【対象：母子・父子】	
<ul style="list-style-type: none"> ・一般世帯に比べて当選確率を高めるための優遇制度を実施した。 ・市営住宅の入居資格の緩和を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・優遇制度はH16年度より実施済 ・入居資格の収入基準の緩和をH18年度より実施
子育て支援短期利用事業(ショートステイ)の推進【対象：母子・父子】	
<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市内の児童養護施設で、一時的に養育困難となった児童を預かるショートステイ事業を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度 <ul style="list-style-type: none"> ・利用人数 536人 ・利用日数 2,726日 ・平成18年度 <ul style="list-style-type: none"> ・利用人数 440人 ・利用日数 2,869日 ・平成19年度(H19.12現在) <ul style="list-style-type: none"> ・利用人数 323人 ・利用日数 2,295日
日常生活支援事業の充実【対象：母子・父子・寡婦】	
<ul style="list-style-type: none"> ・一時的に生活援助を必要とする際に、支援員を派遣する、日常生活支援事業を実施した。 ・家庭生活支援員の知識や技術向上のための研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度 <ul style="list-style-type: none"> ・登録件数 102件(母子101件、寡婦1件) ・派遣実績 132件 延 237件 1,693時間 ・平成18年度 <ul style="list-style-type: none"> ・登録件数 146件(母子145件、寡婦1件) ・派遣実績 203件 延 462件 3,311時間 ・平成19年度(H19.12現在) <ul style="list-style-type: none"> ・登録件数 113件(母子113件、寡婦0件) ・派遣実績 159件 延 365件 2,434時間
ひとり親家庭生活支援事業の検討【対象：母子・父子】	
<ul style="list-style-type: none"> ・親子のふれあい事業や土日や休日の電話相談などを実施した。 ・ひとり親家庭の児童訪問事業など検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭スポーツ大会の実施(H17年度・H19年度) ・親子のレクバスやクリスマス会の実施(H17年度～H19年度)

実 施 状 況	
内 容	実 績
基本目標 2 就業支援の充実	
母子家庭等就業支援センター事業の充実【対象：母子・寡婦】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ワード・エクセル講座やホームヘルパー2級講座など8科目17講座の就業支援講習会を実施した。 ・企業訪問を行い母子家庭等の就業に理解を求める就業促進活動事業を実施した。 ・関係機関との連携のために、相談員や区母子婦人相談員の研修を実施した。また、北海道労働局、札幌市、札幌連などの関係者が集まり連携を図るための協議を実施した。 ・市の臨時職員等の雇用に際し、求人情報を提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業支援講習会 <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度 ・延受講者数 403人 ・平成18年度 ・延受講者数 408人 ・平成19年度(H20.1現在) ・延受講者数 410人 ・就業相談件数 <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度 ・延相談件数 3,624件 ・平成18年度 ・延相談件数 7,508件 ・平成19年度(H19.12現在) ・延相談件数 7,390件 ・就業者数 <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度 ・222人 ・平成18年度 ・418人 ・平成19年度(H19.12現在) ・263人
就業機会創出のための支援【対象：母子】	
<ul style="list-style-type: none"> ・市が指定するホームヘルパーや医療事務など年度内に受講が終了する資格取得講座を、指定する教育訓練機関で受講して終了後、入学金及び受講料の40%を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施した。 ・保育士や看護師など市長が指定する5資格の取得を目的とする2年以上の訓練期間を要する教育機関において、修業する期間の最後の3分の1の期間について、月額103千円(最大12ヶ月)支給する高等技能訓練促進費事業を実施した。 ・常用雇用転換奨励金事業について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金 <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度 18人 ・平成18年度 51人 ・平成19年度(見込) 26人 ・高等技能訓練促進費 <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度 74月 ・平成18年度 24月 ・平成19年度(見込) 108月
母子福祉団体に対する支援【対象：母子福祉団体】	
<ul style="list-style-type: none"> ・公的施設内における自販機の設置や売店の設置への配慮と清掃業務の委託など優先的な発注等の支援を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の設置 <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度 48台 平成18年度 48台 平成19年度(見込) 42台 ・清掃業務委託 <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度 17ヶ所 平成18年度 16ヶ所 平成19年度(見込) 13ヶ所

基本目標 3 養育費確保の推進	
相談体制の確立【対象：母子・父子】	
<ul style="list-style-type: none"> ・養育費相談体制の充実を図るため「母子・婦人相談員等研修」において、養育費を取上げ、研修を実施した。 ・市就業支援センターにて弁護士による法律相談を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育費に関する相談件数(各区相談員) <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度 157件 ・平成18年度 213件 ・平成19年度 310件(H20.1現在) ・法律相談件数 <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度 105件 ・平成18年度 106件 ・平成19年度 127件(H20.1現在)
情報提供【対象：母子・父子】	
<ul style="list-style-type: none"> ・各区母子相談員の窓口や母子寡婦福祉センターにおいてリーフレットを配布した。 ・「ひとり親家庭等のための暮らしのガイド」に相談先などを掲載して各区や母子寡婦福祉センター他関係機関で配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育費に係るリーフレットの配布(H17年度～H19年度)
広報・啓発活動の推進(普及活動)【対象：母子・父子】	
<ul style="list-style-type: none"> ・母子福祉団体と連携し、養育費の支払に関して、ホームページや機関誌で広報した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機関誌の発行 年3回(H17年度～H19年度)

実 施 状 況																			
内 容	実 績																		
基本目標 4 経済的支援の推進																			
母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供【対象：母子・寡婦】																			
<ul style="list-style-type: none"> 母子寡婦福祉資金貸付制度の情報提供を行った。 札幌市ホームページへの掲載 「ひとり親家庭等のための暮らしのガイド」への掲載 「子育てガイド」への掲載 「札幌市民便利帳」への掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 母子寡婦福祉資金貸付執行状況（決算） 平成17年度 <table border="1"> <tr> <td>(1) 母子福祉資金</td> <td>448件</td> <td>215,105千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 寡婦福祉資金</td> <td>19件</td> <td>12,196千円</td> </tr> </table> 平成18年度 <table border="1"> <tr> <td>(1) 母子福祉資金</td> <td>385件</td> <td>179,681千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 寡婦福祉資金</td> <td>17件</td> <td>9,616千円</td> </tr> </table> 平成19年度（H20.1現在） <table border="1"> <tr> <td>(1) 母子福祉資金</td> <td>276件</td> <td>145,389千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 寡婦福祉資金</td> <td>15件</td> <td>9,565千円</td> </tr> </table> 	(1) 母子福祉資金	448件	215,105千円	(2) 寡婦福祉資金	19件	12,196千円	(1) 母子福祉資金	385件	179,681千円	(2) 寡婦福祉資金	17件	9,616千円	(1) 母子福祉資金	276件	145,389千円	(2) 寡婦福祉資金	15件	9,565千円
(1) 母子福祉資金	448件	215,105千円																	
(2) 寡婦福祉資金	19件	12,196千円																	
(1) 母子福祉資金	385件	179,681千円																	
(2) 寡婦福祉資金	17件	9,616千円																	
(1) 母子福祉資金	276件	145,389千円																	
(2) 寡婦福祉資金	15件	9,565千円																	
児童扶養手当に関する情報提供【対象：母子】																			
<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当制度の情報提供を行った。 広報さっぽろへの掲載 さっぽろ市民便利帳への掲載 子育てガイドへの掲載 ひとり親家庭等のための暮らしのガイドへの掲載 札幌市ホームページへの掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当受給者数 平成17年度 <table border="1"> <tr> <td>19,262人(H18.3末時点)</td> <td>児童数</td> <td>28,728人</td> </tr> </table> 平成18年度 <table border="1"> <tr> <td>18,887人(H19.3末時点)</td> <td>児童数</td> <td>28,254人</td> </tr> </table> 平成19年度 <table border="1"> <tr> <td>19,991人(H20.1現在)</td> <td>児童数</td> <td>30,049人</td> </tr> </table> 	19,262人(H18.3末時点)	児童数	28,728人	18,887人(H19.3末時点)	児童数	28,254人	19,991人(H20.1現在)	児童数	30,049人									
19,262人(H18.3末時点)	児童数	28,728人																	
18,887人(H19.3末時点)	児童数	28,254人																	
19,991人(H20.1現在)	児童数	30,049人																	
各種支援制度の情報提供【対象：母子・父子・寡婦】																			
<ul style="list-style-type: none"> 「ひとり親家庭等のための暮らしのガイドA・k a ・ r i」を作成し、区や母子寡婦福祉センターなどで配布し、周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ひとり親家庭等のための暮らしのガイドA・k a ・ r i」の配布数 平成17年度 3,000部 平成18年度 5,000部 平成19年度 6,000部 																		

資料

資料 1 「札幌市母子家庭等自立促進計画策定経過」	36
資料 2 「札幌市母子家庭等自立促進計画検討協議会設置要綱」	37
資料 3 「札幌市母子家庭等自立促進計画検討協議会委員名簿」	38
資料 4 「札幌市母子家庭等自立促進計画策定連絡調整会議設置要綱」	39
資料 5 「母子寡婦福祉制度の変遷」	40
資料 6 「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する 的な方針(国)」(案)	41
資料 7 「アンケート調査」	52
資料 8 「札幌市ひとり親家庭(母子家庭)の生活と意識に関する調査票」	54
資料 9 「札幌市ひとり親家庭(寡婦)の生活と意識に関する調査票」	64

札幌市母子家庭等自立促進計画策定経過

年月日	会議等	事項
平成 19 年 5 月	自立促進計画策定方針決定	
8 月	事前アンケート調査(8/14～8/27)	ニーズ調査
10 月	第 1 回札幌市母子家庭等自立促進計画検討協議会	議長・副議長選任 策定スケジュール 現状について
11 月	第 2 回札幌市母子家庭等自立促進計画検討協議会	現行計画の実績 新計画概要の説明
平成 20 年 1 月	第 3 回札幌市母子家庭等自立促進計画検討協議会	計画素案検討
2 月	第 4 回札幌市母子家庭等自立促進計画検討協議会	計画(案)検討
3 月	パブリックコメントの実施(3/21～4/21)	計画(案)公開
4 月～	第 5 回札幌市母子家庭等自立促進計画検討協議会	予定
	札幌市母子家庭等自立促進計画公表	予定

札幌市母子家庭等自立促進計画検討協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 母子及び寡婦福祉法第12条に規定する「母子家庭等自立促進計画」を本市の母子家庭等に対する福祉増進施策の一環として策定するにあたり、学識経験者、母子福祉団体及びその他関係団体等から幅広く意見を聴取するため札幌市母子家庭等自立促進計画検討協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は10名以内の委員で構成する。

- 2 委員は、学識経験者、母子福祉団体及びその他関係団体等のうちから市長が委嘱する。
- 3 協議会には、委員の互選により議長及び副議長を置く。

(運営)

第3条 協議会は、議長が招集する。

- 2 会議は、議長が主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、副議長がその職務を代行する。
- 4 協議会は、必要に応じ関係職員等の出席を求め、その意見を求めることができる。
- 5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成20年5月31日までとする。

- 2 委員に補欠が生じた場合は、必要に応じて委員を補充できることとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の謝礼は、会議1回に対して12,500円(税込み)を支給するものとする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、子ども未来局子育て支援部子育て支援課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会において定める。

附則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附則(一部改正 平成20年3月11日局長決裁)

この要綱は、平成20年3月11日から施行する。

札幌市母子家庭等自立促進計画検討協議会 委員名簿

(敬称略)

議長	札幌国際大学短期大学部 幼児教育保育学科 講師	しながわ 品川 ひろみ
副議長	(社)札幌市母子寡婦福祉連合会 会長	うえだ あつこ 上田 厚子
委員	北海道労働局職業安定部職業対策課 課長補佐	あらい しげき 新居 茂樹
委員	札幌市北区 母子・婦人相談員	いまむら かよ 今村 華代
委員	母子家庭委員(公募)	かみがしま さちよ 上ヶ嶋 幸代
委員	札幌弁護士会 弁護士	たばた あやこ 田端 綾子
委員	(社福)札幌市社会福祉協議会 地域福祉課長	ばば しんや 馬場 伸哉
委員	(社福)北海道社会事業協会 母子生活支援施設すずらん 施設長	まるやま むつお 丸山 睦雄

札幌市母子家庭等自立促進計画策定連絡調整会議設置要綱

(設置目的)

第1条 母子家庭等への支援を総合的に展開するため、関係各課と連携を図り、札幌市母子家庭等自立促進計画（以下、計画という。）の策定及び推進管理のために、札幌市母子家庭等自立促進計画策定連絡調整会議（以下、調整会議という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 計画の策定及び推進管理に関すること。
- (2) その他計画に関連すること。

(組織)

第3条 調整会議は、座長と委員で構成する。

- 2 座長は、子ども未来局子育て支援部子育て支援課長をもって充てる。
- 3 座長は、調整会議を総括し代表する。
- 4 委員は、別表に掲げる関係部局の課長職をもって充てる。

(会議)

第4条 調整会議は、座長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第5条 調整会議の庶務は、子ども未来局子育て支援部子育て支援課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項については、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年10月25日から施行する。

附則（一部改正平成19年11月1日局長決裁）

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

局	部	課
財政局	財政部	財政課
市民まちづくり局	企画部	企画課
市民まちづくり局	企画部	調整課
市民まちづくり局	市民生活部男女共同参画室	男女共同参画課
保健福祉局	健康衛生部	医療助成課
経済局	雇用推進部	雇用推進課
都市局	市街地整備部	住宅課
教育委員会	学校教育部	教育推進課
子ども未来局	子ども育成部	子ども企画課
子ども未来局	子育て支援部	保育課

母子寡婦福祉制度の変遷

昭和 39 年	「母子福祉法」制定：母子家庭の基本理念と総合施策の推進。
昭和 57 年	「母子福祉法」改正：寡婦を対象に拡充。
平成 2 年	「母子福祉法」改正：在宅サービスの法定化。
平成 14 年 3 月	「母子家庭等自立支援要綱」策定
平成 14 年 8 月	「児童扶養手当法施行令」の一部改正 児童扶養手当について、就労による自立を促進することから、就労等により収入が増えた場合、手当てを加えた総収入がなだらかに増えていくよう手当て額の見直しが行われた。
平成 14 年 11 月	「母子及び寡婦福祉法」の一部改正（平成 15 年 4 月 1 日施行） ひとり親家庭等に対する「きめ細かなサービスの展開」と母子家庭の母等に対する子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保、経済的支援策を総合的に展開することとし、国による基本方針策定、都道府県等による自立促進計画の策定を明確化。
平成 15 年 3 月	「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（厚生労働省告示） 国や地方公共団体が構すべき措置に対する支援、地方公共団体の策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画の指針が示された。
平成 15 年 8 月	「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の施行 母子家庭の母の就業支援について特別の立法措置。
平成 16 年 2 月	「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」一部改正（厚生労働省告示） 母子家庭の母の就業支援について特別の立法措置を踏まえた改正。
平成 20 年 2 月	「児童扶養手当法施行令」の一部改正 児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して 5 年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して 7 年を経過したときは手当の一部を支給停止することとされており、その支給停止の額及び一部支給停止が適用されない事由について定められた。
平成 20 年 3 月	「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（案） 国や地方公共団体が構すべき措置に対する支援、地方公共団体の策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画の指針が示された。

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（案）

（平成20年厚生労働省告示第 号）

平成20年3月 日成立

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十一条第一項の規定に基づき、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針を次のように定めたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十年四月 日

厚生労働大臣 舩添 要一

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針

目次

はじめに

- 第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 第3 都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

はじめに

1. 方針のねらい

母子家庭等施策の必要性

我が国の年間離婚件数は、平成14年を最大に減少しているものの、母子家庭及び父子家庭（以下「母子家庭等」という。）、特に母子家庭の増加が顕著である。現実の母子家庭の置かれている生活実態や就業状況等を見ると、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することとなる。

母子家庭の母の場合、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断していたことに加え、事業主側の母子家庭に対する理解不足等により、その就職又は再就職には困難が伴うことが多い。また、保育所入所待機児童が今なお都市部で多い中で、就業しても低賃金や不安定な雇用条件等に直面することが多い。さらに、約8割の離婚母子家庭は養育費が支払われていない。こうしたことなどから、その84.5%が就業しているにもかかわらず、平均年収は213万円と低い水準にとどまっているのが現状である。臨時・パートタイムの形態での就労が43.6%となっており、依然としてその割合は高いままである。また、子ども養育や教育のために収入を増やそうと複数の職場で就業したり、より良い就業の場の確保のために自らの職業能力を高めるなど、懸命な努力をする中で、中にはその努力が結果として健康面での不安を招き生活をより困難にしている場合もある。

こうしたことから、特に母子家庭施策については、これまで、子育てをしながら収入面・雇用条件等でより良い就業につき、経済的に自立できることが、母本人にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであり、就業による自立支援の必要性が従来以上に高まっている。

一方、父子家庭については、既に家計の担い手として就業していた場合が多いことから、その平均収入は平成17年で421万円となっている。その一方で、近年は、家計面での困難があるとする者が増えているほか、母子家庭に比べて子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い。

また、離別後の子どもの養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではない。子どもを監護しない親からの養育費は、子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないことから、親の子どもに対する責務の自覚を促し、子を監護する親は子を監護しない親に養育費を請求し、また、子どもを監護しない親は、その責務を果たしていくべきことを社会全体が当然のこととする気運を醸成していくこととともに、更なる養育費確保に向けた取組を推進していく必要がある。

さらに、母子、父子を問わず親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、そのことが子どもの精神面に与える影響や進学のみなど、子どもの成長過程において生じさせる諸問題についても、十分な配慮が必要とされている。

このように、母子家庭等及び寡婦の抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っていることから、引き続き総合的な支援策を推進する必要がある。その際には、施策の実施主体は、精神面で

支えを必要としている場合や養育能力や生活能力が欠けている場合において適切な援助を行うなど、生活について幅広く支援する仕組み、個々の世帯の抱える問題に対し相互に支え合う仕組みを活用するなど、きめ細かな配慮をすることが求められており、そうした観点から、母子寡婦福祉団体やNPO等様々な関係者と緊密に連携を図りながら、母子家庭等及び寡婦の置かれた状況に応じてきめ細かな支援を実施することが重要である。

母子家庭等及び寡婦福祉対策に関する国の基本方針

我が国における母子家庭等及び寡婦福祉対策は、昭和27年に戦争未亡人対策から始まり50年以上の歴史をもっているが、母子家庭等及び寡婦を巡る状況の変化に応じて、母子家庭等及び寡婦福祉対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応すべく、平成14年11月22日、「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」が成立した。

平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正においては、母子家庭等及び寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いている。離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭等となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就業による自立を支援するため、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する地方公共団体において、母子自立支援員が総合的な相談窓口となり、児童扶養手当等各種母子家庭等の支援策に関する情報提供、職業能力の開発、就職活動の支援を行う体制を整備しつつ、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的に展開してきている。また、国が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針を策定することとなった。

この基本方針は、母子及び寡婦福祉法等の趣旨や母子家庭等及び寡婦の実態等を踏まえつつ、父子家庭も含めた母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県（この基本方針においては、指定都市及び中核市を含む。）、市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 方針の対象期間

この基本方針の対象期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

以下の記述は、特に記載がないものは、厚生労働省の「全国母子世帯等調査（平成18年11月1日現在。ただし、寡婦に関しては平成15年11月1日現在。）」による。

1. 離婚件数の推移等

離婚件数は、昭和39年以降毎年増加し、昭和58年をピークに減少傾向となったが、平成3年から再び増加をはじめ、平成14年には289,836件（厚生労働省「人口動態統計」）と、過去最高となった。平成15年から再び減少傾向となり、平成18年の離婚件数は、257,475件（厚生労働省「人口動態統計」）となっている。

2. 世帯数等の推移

総務省の「国勢調査」によると、「未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）」の数は、平成17年で749,048世帯となっており、平成12年の625,904世帯と比べ19.7%増加している。また、「未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）」の数は、平成17年で92,285世帯となっており、平成12年の87,373世帯と比べ5.6%増加している。

母子世帯になった理由別の構成割合は、死別世帯が9.7%（平成15年12.0%）と減少する一方、生別世帯が89.6%（平成15年87.8%）と増加している。また、父子世帯になった理由別の構成割合は、死別世帯が22.1%（平成15年19.2%）と増加する一方、生別世帯が77.4%（平成15年80.2%）と減少している。

寡婦の数は、1,081,900世帯と推計される。母子世帯における生別世帯の増加を反映して、寡婦においても、生別によるものが42.3%（平成10年37.0%）となっており、生別の割合が増加している。

児童扶養手当の受給世帯については、平成15年度末は871,161世帯、16年度末は911,470世帯、17年度末は936,579世帯、平成18年度末には955,741世帯となっており（「厚生労働省福祉行政報告例」）、毎年増加している。

3. 年齢階級別状況等

母子世帯となった時の母の平均年齢は31.8歳（平成15年33.5歳）で、そのときの末子の平均年齢は5.2歳（平成15年4.8歳）となっている。

母子世帯の母の平均年齢は、39.4歳（平成15年39.1歳）で、末子の平均年齢は、10.5歳（平成15年10.2歳）となっており、母子とも平均年齢が上がっている。

父子世帯になった時の父の平均年齢は37.4歳（平成15年38.3歳）で、そのときの末子の平均

年齢は6.2歳（平成15年6.2歳）となっている。

父子世帯の父の平均年齢は、43.1歳（平成15年44.1歳）で、末子の平均年齢は11.5歳（平成15年11.9歳）となっており、父子とも平均年齢が下がっている。

寡婦の平均年齢は56.5歳（平成10年56.3歳）で、年齢分布としては「60～64歳」の階層が35.9%で最も多くなっている。

4. 住居の状況

母子世帯の持ち家率は、全体で34.7%、死別世帯が64.0%、生別世帯が31.7%となっており、両者に大きな違いがみられる。持ち家以外については、借家30.4%、公営住宅15.0%、実家等での同居7.9%等となっている。

父子世帯の持ち家率は、58.3%（平成15年57.7%）となっている。持ち家以外については、借家11.1%（平成15年10.4%）、公営住宅6.5%（平成15年6.0%）、実家等での同居18.1%（平成15年19.8%）等となっており、平成15年と比べ、あまり大きな変化はみられない。

寡婦の持ち家率は、60.9%（平成10年59.8%）となっている。持ち家以外については、公営住宅12.3%（平成10年10.1%）、借家16.4%（平成10年16.1%）、実家等での同居4.1%（平成10年4.5%）等となっている。

5. 就業状況

母子家庭の母の84.5%（平成15年83.0%）が就業しており、就業している者のうち常用雇用者が42.5%（平成15年39.2%）、臨時・パート（臨時・パートタイムの形態で就労する者をいう。以下同じ。）が43.6%（平成15年49.0%）等となっている。母子家庭になる前に就業していた者の割合は69.3%（平成15年66.9%）（うち常用雇用者28.7%（平成15年30.3%）、臨時・パート 48.9%（平成15年50.5%））であり、母子世帯になる前に就業していなかった母のうち、75.6%（平成15年73.7%）が現在就業している（常用雇用者37.7%（平成15年33.9%））。現在従事している仕事の内容は、事務が25.2%（平成15年24.3%）、サービス業が19.6%（平成15年23.7%）となっている。勤務先事業所の規模は、6～29人のものが最も多く、300人未満の規模までで全体の約8割となっている。

また、母子世帯の母で就業に資する資格を有している割合は、56.9%（平成15年52.2%）と増加しており、資格が現在の仕事に役立っていると回答した者の割合も76.6%（平成15年57.2%）と大きく増加している。

さらに、現在就業している者のうち、33.8%（平成15年34.8%）が転職を希望しているが、その理由は「収入がよくない」が49.7%（平成15年54.5%）と約半分を占めている。

父子世帯の父は、父子世帯になる前に就業していた者の割合は98.0%（平成15年98.4%）とほとんどが就業しており、その後も97.5%（平成15年91.2%）と大半が就業している。就業している者のうち常用雇用者が72.2%（平成15年75.9%）、事業主が16.5%（平成15年15.1%）、臨時・パートが3.6%（平成15年1.8%）等となっている。

寡婦は68.1%（平成10年66.7%）が就業しており、就業している者のうち常用雇用者が35.9%（平成10年42.6%）、臨時・パートが40.0%（平成10年33.9%）等となっている。

6. 収入状況

母子世帯の平成17年の年間の平均収入金額（就労収入、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当、養育費等すべての収入の金額。以下同じ。）は（平均世帯人員3.30人）、213万円（平成14年212万円）となっている。

父子世帯の平成17年の年間の平均収入は（平均世帯人員4.02人）、421万円（平成14年390万円）となっている。

7. 養育費の取得状況

離婚母子家庭のうち養育費の取決めをしている世帯は、38.8%（平成15年34.0%）となっている。養育費の取決めをしていない理由としては、「相手に支払う意志や能力がないと思った」が47.0%（平成15年48.0%）と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が23.7%（平成15年20.6%）、「取決め交渉をしたがまとまらなかった」9.5%（平成15年9.8%）となっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が19.0%（平成15年17.7%）、受けたことがある者が16.0%（平成15年15.4%）、受けたことがない者が59.1%（平成15年66.8%）となっている。養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額42,008円（平成15年44,660円）となっている。

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係で誰かに相談をした者は、全体の54.4%（平成15年54.0%）であるが、そのうち相談相手は、親族が45.9%（平成15年43.2%）で最も多く、次いで家庭裁判所25.5%（平成15年26.5%）、弁護士14.1%（平成15年11.4%）、知人・隣人7.1%（平成15年7.7%）等となっている。

8. 子どもの状況等

母子世帯における子ども1世帯当たりの子ども（20歳未満）の数は、「1人」が54.1%（平成15年55.0%）、「2人」が35.6%（平成15年34.7%）となっており、平均1.58人（平成15年1.58人）となっている。

就学状況別にみると、小学生のいる世帯が35.2%（平成15年33.2%）で最も多く、その割合が増加している。

小学校入学前児童のいる母子世帯は全体の17.1%（平成15年19.2%）となっている。その子どもの養育の状況については、保育所の割合が65.3%（平成15年62.9%）と最も高くその割合が増加し、親本人、親以外の家族等の割合が減少している。

父子世帯における子ども（20歳未満の児童）について、1世帯当たりの子どもの数は、「1人」が50.3%（平成15年56.0%）、「2人」が38.7%（平成15年33.5%）となっており、平均は1.62人（平成15年1.57人）となる。

就学状況別にみると、小学生のいる世帯が31.0%（平成15年32.6%）と最も多く、中学生のいる世帯が24.1%（平成15年18.9%）、高校生のいる世帯が21.4%（平成15年21.1%）となっている。

小学校入学前児童のいる父子世帯は全体の12.1%となっている。その子どもの養育の状況については、母子世帯同様、保育所の割合が46.2%（平成15年60.6%）と最も高いものの、その割合が減少している。

9. その他

公的制度等の利用状況

母子世帯及び父子世帯ともに、公的制度等を利用する割合はあまり高くない。その中で、比較的に利用されているのは、公共職業安定所、市町村福祉関係窓口、福祉事務所である。

また、これまで公的制度等を利用したことがないもののうち、今後利用したい制度として、母子福祉資金49.5%が最も多く、自立支援教育訓練給付金事業39.8%、母子家庭等就業・自立支援センター事業37.4%等となっている。

子どもについての悩み

母子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容について、「教育・進学」が男の子で55.8%、女の子で56.9%とともに最も多く、「しつけ」が男の子で18.9%、女の子で19.0%で次いでいる。

父子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容について、「教育・進学」が男の子で53.2%、女の子で47.1%とともに最も多く、次いで、男の子では「食事・栄養」が10.6%、女の子では「しつけ」が18.6%となっている。

困っていること

母子世帯における困っている内容については、「家計」が46.3%（平成15年43.7%）で最も多く、「仕事」18.1%（平成15年22.5%）、「住居」12.8%（平成15年17.4%）の順となっている。

父子世帯における困っている内容については、「家計」が40.0%（平成15年31.5%）で最も多く、「家事」27.4%（平成15年34.6%）、「仕事」12.6%（平成15年14.2%）の順となっている。

寡婦における困っている内容については、「健康」が29.1%と最も多く、次いで「家計」が26.8%となっている。

相談相手について

相談相手がありと回答があったのは、母子世帯では76.9%（平成15年80.7%）、父子世帯では59.4%（平成15年50.6%）、寡婦では77.2%となっている。

10. まとめ

母子世帯及び寡婦の状況

母子世帯については、生別世帯の割合が増加しており、就業状況は、臨時・パートの割合が減少し、常用雇用者の割合が増加しており、収入も一定の改善が見られるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にある。養育費も大半が取得していない状況に変わりはない。その結果、家計について困っているとの回答が最も多くなっている。

このように、母子世帯については、特に、子育てと仕事の両立、より収入の高い就業を可能にするための支援、養育費取得のための支援、生活の場の整備等が重要と考えられ、それらの必要性が従来以上に高まっている。

寡婦については、健康面で困っているとの回答が最も多いことから、日常生活面の支援等が重要と思われる。

父子世帯の状況

父子世帯については、母子世帯に比べてその数は少ないものの増加しており、また、生別世帯の割合は依然として高い。

父子世帯は、母子世帯に比べて、持ち家率が高く、また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部分は常用雇用者であり、収入は母子世帯の約2倍となっている。

また、公的制度等を利用する人はわずかであり、母子世帯に比べて相談相手なしという割合が高い。

父子世帯が困っていることとしては、近年は、家計面での困難があるとする者が増えている

ほか、母子家庭に比べて子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い。

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性

国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

母子家庭については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的に展開することとする。

その際、国、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）並びに市（特別区を含む。以下同じ）及び福祉事務所を設置する町村（以下「市等」という。）が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

国は、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究を行ったり、母子家庭等及び寡婦施策に係る普及・啓発、また関係者の研修等を行う。さらに、都道府県が市等における母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県や市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村（すべての市及び町村をいう。以下同じ。）に対する支援を行う。

都道府県及び市等では、この基本方針に即して、「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦施策を実施することが必要である。また、母子自立支援プログラム策定等事業、母子家庭等就業・自立支援事業等の自ら実施すべき施策を推進することが求められる。また、自ら母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策を検討し、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦への支援を行う。

都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなど、市町村に対する支援を行うことが必要である。

市町村は、母子家庭等日常生活支援事業等の自ら実施すべき施策を推進するとともに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等及び寡婦に対し、相談に応じ、施策や取組について情報提供を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。

就業支援の強化

母子家庭等及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要である。特に母子家庭の母については、より一層、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要がある。これまで、母子家庭の母に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、母子家庭の母の雇用を促進するための事業主に対する助成金等の施策を実施しており、今後は、こうした施策をさらに拡充し、母子家庭の母の自立と生活の向上を図っていく必要がある。

相談機能の強化

平成15年度に、母子相談員の名称を母子自立支援員に改めるとともに、配置が市等にまで拡大され、業務も職業能力の向上と求職活動に関する支援が追加されている。これにより、母子自立支援員は、母子家庭及び寡婦の抱えている問題を把握し、母子寡婦福祉団体等と連携し、その解決に必要な適切な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭及び寡婦に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担うことが求められる。また、地域における福祉の増進を図る児童委員においては、母子家庭等及び寡婦について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設及びサービスについて助言し、問題の解決に努めること等が重要である。

市等は、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行うため、母子自立支援員を適正に配置するほか、その資質の向上のための機会を提供すること等により、相談機能の強化を図ることが必要である。

また、都道府県及び市町村は、平成20年4月から実施される児童扶養手当の一部支給停止措置に関連する手続について、プライバシーの保護に配慮しつつ、必要な情報の提供や相談等を行う必要がある。

さらに、都道府県及び市等においては、母子家庭等就業・自立支援センター等に養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決め等に関する相談等を行うことが求められる。

福祉と雇用の連携

母子家庭等及び寡婦の早期自立を図るためには、早期の段階においての支援が重要である。こうした観点から、母子家庭等及び寡婦を初期の段階で把握し、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や、就業する際の子育て支援など、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠である。そのため、国の労働部局と都道府県及び市町村、また、都道府県及び市町村の福祉部局と産業労働部局が緊密に連携することが求められる。

2. 実施する各施策の基本目標

母子家庭等及び寡婦の自立を図るためには、子育てや生活の支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的かつ計画的に推進することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭等及び寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図る。

子育てや生活の支援策

母子家庭等が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるよう、保育所への優先入所、保育サービスの提供、公営住宅の積極的な活用の推進等、子育てや生活の面での支援体制の整備を促進する。

また、地域の相互扶助による子育てや生活の面での支援を推進する。

就業支援策

子家庭及び寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な職業あっせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進する。

養育費の確保策

母子家庭等の児童が必ず養育費を取得できるよう、養育費支払についての社会的気運の醸成、養育費についての取決めの促進を図るなど、養育費確保面での支援体制の整備を促進する。

経済的支援策

母子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度を利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供を実施するほか、母子家庭及び寡婦の実態等に対応した貸付金制度の整備及びその適正な実施、関係職員に対する研修の実施等により、経済面での支援体制の整備を促進する。

3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

国が講ずべき措置

公共職業安定所における就業あっせん（公共職業訓練の受講あっせんも含む。）

ア 母子家庭の母等に対して、関係機関と連携し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施する。また、マザーズハローワーク等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。

イ 母子家庭等就業・自立支援事業の円滑な実施のため、母子家庭等就業・自立支援センターや市等の求めに応じて、必要な求人情報の積極的提供を行う。

ウ 生活保護受給者等就労支援事業の推進

児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母等に対して、公共職業安定所と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施する。

特定求職者雇用開発助成金の活用

母子家庭の母等就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定就職困難者雇用開発助成金について、事業主に対する周知を徹底するなどにより、その活用を推進する。

試行雇用を通じた早期就職の促進

母子家庭の母等に実践的な能力を取得させるなどにより、早期就職を促進するための、短期の試行雇用を実施する。

中小企業雇用安定化奨励金の活用

有期契約労働者から通常の労働者への転換を奨励するため、当該転換制度を新たに定め、実際に1人以上転換させた中小企業事業主に対して支給する中小企業雇用安定化奨励金を活用し、母子家庭の母の雇用の安定化を促進する。

厚生労働省関係機関等における母子家庭の母の雇用の促進

厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母の雇入れを促進するように努めるとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対して雇入れの要請を行う。

事業主に対する母子家庭の母の雇用に関する啓発活動等の推進

事業主に対し、母子家庭の母の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進する。

都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母の雇用に関する好事例の周知

母子家庭の母を積極的に雇用するなど、都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行う。

母子自立支援プログラム策定等事業の支援
母子自立支援プログラム策定等事業がより多くの都道府県及び市等で実施されるよう、母子家庭の母の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種情報を提供する。

母子家庭等就業・自立支援事業の支援
母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を実施している都道府県及び市等に対し、母子家庭の母の就業促進につながる各種情報を提供する。

母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮
母子福祉団体等母子家庭の母の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、適切な配慮を行う。

再チャレンジ支援寄附金税制の周知
平成19年度から、地方公共団体が指定した、地域において母子家庭の母等の積極的な雇用に取り組む会社に対する寄附について、税制上の優遇措置を講じる制度が創設され、その周知を図る。

母子家庭等に対する生活の場の整備
都市機構賃貸住宅について、母子家庭等に対する優先入居を推進する。また、民間賃貸住宅への母子家庭等の入居の円滑化を支援するため、高齢者住居支援センターによる家賃保証サービスの活用を推進するとともに、子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の情報提供等行うあんしん賃貸支援事業を推進する。

親の扶養義務の履行を確保するための施策の推進
養育費相談支援センターにおいて、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員等に対する研修の実施、パンフレット等による普及・啓発等を行う。このほか、親の扶養義務の履行確保のために必要な支援を行う。

母子福祉資金貸付金の貸付条件に関する配慮
母子福祉資金貸付金の貸付条件について、母子家庭の母の就業の支援が促進されるように配慮をして定める。

効果的な母子家庭等及び寡婦施策を展開するための実態把握
母子家庭等及び寡婦施策を効果的に推進するために、母子家庭等及び寡婦の就業状況、収入状況、養育費の取得状況などの実態を把握し、さらに効果的な支援策についてその研究・検討を進める。

都道府県及び市町村が講ずべき措置に対する支援
都道府県及び市町村が以下の措置を講ずるに際しては、国は、母子家庭等及び寡婦が必要なサービスを適切に受け取ることができるよう母子自立支援員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする(実施主体について特に記載がない場合は都道府県及び市町村を指すものとする。また、対象について特に記載のない場合は母子家庭を対象とするものとする。)

子育て支援、生活の場の整備
ア 保育所優先入所の推進等(実施主体：市町村 対象：母子家庭等)
就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子家庭等の優先的取扱いなど、母子家庭等の児童が保育所に優先的に入所することができるような取組を推進
延長、休日、夜間、病児・病後児保育や一時預かりを実施
待機児童への対応や仕事と子育ての両立支援として、家庭的保育事業やファミリー・サポート・センター事業を活用

イ 放課後児童クラブの優先的利用の推進(実施主体：市町村対象：母子家庭等)
放課後児童クラブについても、その設置を推進するとともに、母子家庭等の児童が優先的に利用できるような取組を推進

ウ 母子生活支援施設の整備・機能の拡充
小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設を設置
母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち早期に自立が見込まれる者を対象に、地域社会の中の小規模な施設で、本体施設と十分な連携を図りながらその自立を重点的に支援する小規模分園型(サテライト型)の母子生活支援施設の設置を推進
また、公設民営方式による施設整備を推進するとともに、その場合であっても母子保護及び自立促進等の機能を十分に果たせるよう必要な体制を整備
母子生活支援施設への保育機能の付与(対象：母子家庭等)

母子生活支援施設の機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童を対象とする保育機能(夜間・延長保育や入所待機の解消などのニーズにも対応)の充実を図り、地域の母子家庭等の子育てと仕事の両立を支援

エ 公営住宅の積極的活用の推進(優先入居の推進等)等

- 公営住宅の優先入居等
公営住宅の借上げ制度等の活用を推進しつつ、母子家庭等に対する優先入居を推進
民間賃貸住宅への入居の円滑化
民間賃貸住宅への母子家庭等の入居の円滑化を支援するため、子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の情報提供等を行うあんしん賃貸支援事業の実施を推進
- オ 身元保証人確保対策事業
母子生活支援施設等を退所する母子家庭等が、身元保証人を得られず、住居を借りる際に困難となることがないように、身元保証人確保のための支援を行う。
- カ 母子家庭等日常生活支援事業の実施（対象：母子家庭等）
母子家庭等がその親の修学や疾病等の事由により一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を母子家庭等の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活の支援を行う母子家庭等日常生活支援事業の実施を推進
母子家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、昼間、夜間などの多様な時間帯の利用を推進するとともに、出張等の場合に対応できる宿泊型事業を活用
母子家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、事業の一部を母子寡婦福祉団体、NPO、介護事業者等に委託することができるものとし、家庭生活支援員として、母子家庭の母等を積極的に活用していくとともに、その資質の向上を図るため、講習会を実施
- キ 子育て短期支援事業の実施（実施主体：市町村 対象：母子家庭等）
短期入所生活援助（ショートステイ）事業の実施
保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、母子家庭等の児童を短期間預かるショートステイ事業の実施を推進
夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施
保護者が仕事等の理由により帰宅が夜間にわたる場合や休日の勤務、緊急の場合の宿泊に対応するトワイライトステイ事業の実施の推進
- ク ひとり親家庭生活支援事業の実施（対象：母子家庭等）
母子家庭等の生活基盤の安定を図るため、生活支援講習、土日・夜間電話相談、児童訪問援助（大学生等によるホームフレンド）、情報交換の場の提供、健康支援等、各種事業をメニュー化し、地域の実情に応じて選択するとともに、実効性の高い事業を実施
就業支援策
- ア 母子自立支援プログラム策定等事業の実施（実施主体：都道府県、市等 対象：児童扶養手当受給者等）
個々の母子家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を実施。また、就業意欲を醸成するため、ボランティア活動等を行う就職準備支援コース事業を実施
事業の実施に当たっては、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届時、受給から5年経過した時等あらゆる機会をとらえ、対象者に対する事業の紹介に努める等、自立が見込まれる対象者のプログラム策定に着実につながるよう、効率的かつ効果的な実施に努める。
- イ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施（実施主体：都道府県、市等 対象：母子家庭等及び寡婦）
就業に関する専門的な知識や相談経験のある者による就業相談、就業支援講習会等、就業情報の提供、在宅就業の支援、母子自立支援員を始めとする就業支援関係者の研修等、一貫した就業支援サービスを提供したり、母子生活支援施設と連携を図りながら、母子家庭等及び寡婦の地域生活の支援や養育費の取決めを促進するための専門相談を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施
就業支援講習会の実施
母子家庭の母及び寡婦の能力開発に資するため、就業支援講習会を実施
具体的には、
- ・ 就職に結びつく確率の高い内容の講習を重点的に実施
 - ・ 求職活動や起業のノウハウについて講習を実施
 - ・ 受講者のために託児サービスを提供
 - ・ 講習会の実施に当たり、公共職業能力開発施設、女性就業援助センター等既存の施設を有効に活用
 - ・ 無業者等が就業するに際して、必要に応じて職場体験を行う機会を提供
- 母子家庭の母及び寡婦が身近な地域で支援を受けられるよう、母子家庭等就業・自立

支援センター事業と同種の事業を地域の实情に応じ選択し実施する一般市等就業・自立支援事業を実施

都道府県と市等は、十分な連携を図りながら母子家庭等就業・自立支援事業を実施。また、自ら事業を実施することのほか、母子寡婦福祉団体、NPO、社会福祉協議会等に全部又は一部を委託するなど既存の施設・人材等を積極的に活用

ウ より良い就業に向けた能力の開発

母子家庭自立支援給付金（自立支援教育訓練給付、母子家庭高等技能訓練促進費）の活用（実施主体：都道府県及び市等）

・ 自立支援教育訓練給付

都道府県及び市等は、その長が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給

・ 母子家庭高等技能訓練促進費

都道府県及び市等は、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上修業する場合で、就業（育児）と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付金及び入学金の負担軽減のための一時金を給付

技能習得期間中の技能習得資金及び生活資金の貸付け制度の活用（実施主体：都道府県対象：母子家庭及び寡婦）

公共職業能力開発施設等における技能習得を支援し、当該期間中の生活保障のため、適正な償還期間を設定の上、技能習得資金及び生活資金の無利子貸付けを活用

保育士資格の取得の促進（実施主体：都道府県（中核市を除く。））

・ 家庭的保育事業の補助員としての経験を保育士養成施設における保育実習とする取扱い

・ 家庭的保育事業の補助員としての経験を受験に必要な実務経験に算入

エ 母子家庭及び寡婦の状況に応じた就業あっせん（公共職業安定機関等との連携）（実施主体：都道府県及び市等 対象：母子家庭及び寡婦）

都道府県及び市等は、母子自立支援員を配置し、児童扶養手当の手続を行う際等に、公共職業安定機関等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を実施

都道府県及び市等は、公共職業安定機関等と連携し、地域における労働市場の状況に係る情報の提供等その支援を受けつつ、母子自立支援員等就業支援関係者に対する研修を実施

オ 所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援

母子家庭の母及び寡婦に対する起業支援（実施主体：都道府県、対象：母子家庭及び寡婦）

母子家庭の母や寡婦が共同して起業する場合において母子福祉資金貸付金（事業開始資金）を貸付け

また、母子家庭の母及び寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施

公共的施設における雇入れの促進（対象：母子家庭及び寡婦）

都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭及び寡婦の雇入れを促進

母子寡婦福祉団体等への優先的な事業発注の推進（対象：母子寡婦福祉団体等）

売店の優先許可の普及や、都道府県や市町村の機関による清掃業務の委託等母子寡婦福祉団体等に対する優先的な事業発注を推進

カ 母子家庭の母の雇用に関する啓発活動等・情報提供

事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の母の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進

母子家庭の母を積極的に雇用するなどの企業等における母子家庭の母の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施

キ 母子寡婦福祉団体、NPO等に対する支援

職業紹介事業を行う母子寡婦福祉団体等への支援（対象：母子寡婦福祉団体等）

職業紹介事業を行う母子寡婦福祉団体やNPO等に対し、公共職業安定所や福祉人材センターと連携しつつ求人情報の提供等を実施

母子寡婦福祉団体が行う事業に対する支援（実施主体：都道府県、対象：母子寡婦福祉団体）

母子寡婦福祉団体が、母子家庭の母等の福祉の増進を図るための事業（社会福祉事業、職業紹介事業、労働者派遣事業、信用保証業等）を行う場合に母子福祉資金貸付金制度

を活用

母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮

母子福祉団体等母子家庭の母の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、地方公共団体が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、適切に配慮

養育費の確保策

ア 広報・啓発活動の推進

母子寡婦福祉団体、NPO等の関係団体と連携して、養育費の支払に関する広報・啓発活動を推進

イ 相談体制の拡充

養育費に関する専門知識を有する相談員の配置(実施主体:都道府県及び市等、対象:母子家庭等)

養育費の取決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施するため、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置

特別相談事業の拡充(実施主体:都道府県及び市等 対象:母子家庭等)

特別相談事業としての法律相談について、実施回数を増やすなど、その事業を充実

母子自立支援員や婦人相談員等に対する養育費に関する研修を実施

母子自立支援員、婦人相談員、母子家庭等就業自立支援センターの養育費専門相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する研修を実施

母子寡婦福祉団体、NPO等への支援(対象:母子家庭等)

母子家庭等に対して、養育費相談や情報提供活動を実施する母子寡婦福祉団体やNPO等に対し、情報提供等の支援を実施

ウ 情報提供(対象:母子家庭等)

母子家庭等に対し、養育費取得手続、相談窓口などについて、行政(児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等)や関係団体による情報提供活動を推進

経済的支援策

ア 母子寡婦福祉貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施(実施主体:都道府県

対象:母子家庭及び寡婦)

母子家庭や寡婦に対して、母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に推進するほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施

イ 児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施(実施主体:都道府県及び市町村)

母子家庭の母に対して、児童扶養手当制度に関する情報の提供を積極的に推進するほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付業務を実施

ウ 児童扶養手当窓口における相談及び情報提供等適切な自立支援の実施(実施主体:都道府県及び市等)

児童扶養手当窓口において、母子自立支援員等による就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進するなど、母子家庭の母に対する適切な自立支援を実施

基本方針の評価と見直し

基本方針の見直しに当たっては、見直し前に、基本方針に定めた施策の評価を行う。

この評価は、第1に掲げた母子家庭等及び寡婦の動向に関して調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

施策評価結果の公表

の評価により得られた結果は、公表する。

基本方針の見直し

の評価により得られた結果は、基本方針の見直しに際して参考にする。

関係者等からの意見聴取

基本方針の見直しに当たっては、母子寡婦福祉団体、NPO、都道府県や市町村、母子生活支援施設関係者など、母子家庭等及び寡婦施策関係者からの意見を聴取するとともに、パブリックコメントを求める。

その他

母子家庭等及び寡婦施策を実施するに当たっては、母子寡婦福祉団体、NPOその他関係団体に対し適切な支援を行うとともに、これら関係団体、児童委員、及び施策に関係する部局とも十分な連携を図りつつ実施する。

効果的な母子家庭等及び寡婦施策の在り方について研究・検討を行う。

母子家庭等及び寡婦施策に従事する職員により母子家庭等及び寡婦をめぐる状況の理解、母子家庭等及び寡婦施策の習熟及びプライバシーへの十分な配慮が促進されるよう、職員の資質向上のための研修等を実施する。

第3 都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画の指針となるべき基本的な事項
都道府県及び市等が、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定する場合には、次に掲げる指針を踏まえ策定することが適当である。

1. 手続についての指針

計画の期間

母子家庭及び寡婦自立促進計画（以下「計画」という。）の運営期間は、5年間とする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

計画策定前の手続

調査・問題点の把握

計画を策定するに当たっては、まず、次の事項について、活用可能な既存のデータ等を基に評価・分析し、当該地域における母子家庭等及び寡婦の現状における問題点を把握する。

- ア 母子家庭等及び寡婦の数（離死別や未婚等の原因ごとの数）
- イ 母子家庭等における子どもの状況（人数、性別、年齢、就学状況等）
- ウ 平均年間所得（就業形態ごと就業種別ごとの率）
- エ 就業率（就業形態ごと、就業種別ごとに）
- オ 母子家庭等の養育費の取決め率、取得率及び平均額
- カ 母子家庭等及び寡婦の住居の状況
- キ 母子家庭等のうち、その児童が保育所への入所を待機している世帯数
- ク 当該地域の公共的施設における母子家庭の雇用状況
- ケ その他当該地域の母子家庭等及び寡婦の自立促進にとって重要な数値

基本目標

の調査・問題点の把握に基づいて、計画の基本目標を明確にする。

関係者等からの意見聴取

計画の策定に当たっては、当該地域の母子寡婦福祉団体、NPO、母子生活支援施設職員等母子家庭等及び寡婦施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

基本計画の評価と次期計画の策定

評価

計画の運営期間の満了前に、計画に定めた施策について評価を行う。

この評価は、 の調査項目について調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

施策評価結果の公表

の評価により得られた結果は、公表する。

次の計画の策定

の評価により得られた結果は、次の計画を策定するに際して参考にする。

2. 計画に盛り込むべき施策についての指針

母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項としては、1. で把握した問題点を記載する。

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項としては、第2の1.を参考にしつつ、当該都道府県及び市等において今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性を記載する。

さらに、第2の2.を参考にしつつ、当該都道府県及び市等が計画に基づいて実施する各施策の基本目標を記載する。

福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

子育て支援、生活の場の整備、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策、その他の各項目について、に記載した問題点を解消するために必要な施策として、次のものを記載する。

厚生労働大臣が提示した施策メニュー

第2の3. に掲げられた施策のうち、当該都道府県及び市等において実施する施策

都道府県及び市等独自の施策メニュー

第2の3. に記載されていない施策であって、都道府県及び市等が独自で実施する施策

アンケート調査

母子家庭及び寡婦の世帯の現状を把握するために、「札幌市ひとり親家庭（母子・寡婦）の生活と意識に関するアンケート調査」を実施しました。

父子家庭については、各種統計調査のデータを基に計画策定の資料とすることとしました。

1 調査目的

母子家庭・寡婦の実態や要望などを調査し、これからのひとり親家庭等への総合的な支援策を展開するための資料とするため。

2 調査対象

市内居住者のひとり親世帯（母子家庭・寡婦）から無作為に抽出した、

- ・母子家庭：2,188人
- ・寡婦：488人

3 調査期間

平成19年8月14日（火）～8月27日（月）

4 調査方法

- ・母子家庭：郵送/設問数72問
- ・寡婦：郵送/設問数50問

5 調査結果

	調査対象	回答数	回答率
母子家庭	2,188人	994人	45.4%
寡婦	488人	252人	51.6%

平成 19 年 8 月 14 日

ひとり親家庭の皆様へ
(母子家庭・寡婦)

札幌市子ども未来局子育て支援部

ひとり親家庭(母子家庭・寡婦)の生活と意識に
関するアンケート調査のお願い

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

近年、ひとり親家庭(母子家庭・寡婦)が増加しており、皆様においては、子育てと生計の担い手として、今日の厳しい社会情勢の中ご苦労されているかと思えます。

このたび、札幌市では、ひとり親家庭(母子家庭・寡婦)の皆様から生活の実情や今後の生活についておうかがいすることで、これからの札幌市における母子家庭等の施策(経済的支援、子育てや就労の支援等)の参考とするため、アンケート調査を実施することとしました。

今後の母子家庭等施策をより効果的なものとしていくための重要な調査となりますので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、是非ともご協力を下さいますようお願いいたします。

今回お送りしたもの

ひとり親家庭(母子家庭・寡婦)の生活と意識に関する調査票、返信用封筒
皆様をお願いしたいこと

同封のアンケート調査票にご記入のうえ、返信用封筒にて返送をお願いいたします。

調査対象者

市内居住者の中から、選ばせていただきました、ひとり親家庭(母子家庭・寡婦)の方
2,700人(無作為抽出)です。

プライバシーの保護について

この調査は、皆様から無記名でご回答いただくものであり、また、回答の結果は統計的に処理し「こういうご意見が何%」というように数表としてまとめますので、個人のお名前が公表されることは決してございません。

記入が終わった調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**切手を貼らずに平成19年8月27日(月)までに投函してくださいませよう、お願いいたします。**

【ご不明な点やお問い合わせは】

札幌市コールセンター(年中無休/8:00-21:00)

電話 222-4894 FAX 221-4894 Eメール info4894@city.sapporo.jp

【担当部署】

札幌市子ども未来局 子育て支援部 子育て支援課 電話 211-2988(担当 澤口・服部)

ひとり親家庭（母子家庭）の生活と意識に関する調査

調査票の記入方法について

- 1 この調査票は、ご本人様をご記入して下さい。
- 2 記入にあたっては、黒のボールペン又は鉛筆を使用してください。
- 3 質問項目は、平成19年8月1日現在の状況で記入をお願いします。
- 4 回答は、該当する項目を選択し で囲んでください。

なお、設問により2つ以上の回答をいただく場合や記述を求めている場合もありますので、説明にしたがって記入をお願いします。

あなた自身とご家族についておたずねします。

問1 年齢はおいくつですか。

1. 20才未満 2. 20才～24才 3. 25才～29才 4. 30才～34才 5. 35才～39才
6. 40才～44才 7. 45才～49才 8. 50才～54才 9. 55才～59才 10. 60才以上

問2 家族構成（同居）についてお答えください。

1. 本人，子 2. 本人，子，本人の親（父母どちらかの場合も含む）
3. その他（ ）

問3 お子さんは、全部で何人ですか。同居していないお子さんも含めてお答えください。

1. 1人 2. 2人 3. 3人 4. 4人 5. 5人以上

問4 就学前のお子さんは何人ですか。同居しているお子さんについてお答えください。

1. 就学前の子どもはいない 2. 1人 3. 2人 4. 3人以上

問5 小学生・中学生・高校生のお子さんは、全部で何人ですか。同居しているお子さんについてお答えください。

1. 小学生・中学生・高校生の子どもはいない 2. 1人 3. 2人 4. 3人以上

問6 高校卒業後に進学（大学・専門学校）されているお子さんは何人いますか。同居に別居に関わらずお答え下さい。

1. 進学している子どもはいない 2. 1人 3. 2人 4. 3人以上

問7 学業（高校・大学・専門学校）を終えたお子さんがいる方におたずねします。同居しているお子さんのことについてお答えください。

1. 仕事をしている（ 人） 2. 仕事を探している（ 人） 3. その他（ 人）

問 8 あなたのご両親のうち、あなた自身のお父さんは、現在どちらにお住まいですか。

- 1.同居している
- 2.札幌市内
- 3.道内
- 4.道外
- 5.亡くなっている
- 6.その他()

問 9 あなた自身のお母さんは、現在どちらにお住まいですか。

- 1.同居している
- 2.札幌市内
- 3.道内
- 4.道外
- 5.亡くなっている
- 6.その他()

問 10 あなたのお住まいは、次のどれにあたりますか。

- 1.持ち家(一戸建・分譲マンション等)
- 2.借家・アパート・賃貸マンション
- 3.公営(道・市・雇用促進)住宅
- 4.両親などの家に同居
- 5.その他()

問 11 問 10 で 2.又は 3.に をつけた方だけお答えください。現在の一月の家賃はどのくらいですか。

- 1. 20,000 円未満
- 2. 20,000 円以上から 25,000 円未満
- 3. 25,000 円以上から 30,000 円未満
- 4. 30,000 円以上から 35,000 円未満
- 5. 35,000 円以上から 40,000 円未満
- 6. 40,000 円以上から 45,000 円未満
- 7. 45,000 円以上から 50,000 円未満
- 8. 50,000 円以上から 55,000 円未満
- 9. 55,000 円以上から 60,000 円未満
- 10. 60,000 円以上

問 12 あなたは、現在のお住まいから、転居したいと考えていますか。

- 1.転居したいと考えている
- 2.転居は考えていない

問 13 「転居したいと考えている」とお答えした方におたずねします。その理由は何ですか。1つだけ選んでお答えください。

- 1.家賃が高い
- 2.家が狭い
- 3.仕事の都合
- 4.周囲の環境がよくない
- 5.建物が古い
- 6.子どもの学校関係
- 7.その他()

問 14 「転居したいと考えている」とお答えした方におたずねします。希望のお住まいは、次のうちどちらになりますか。1つだけ選んでお答えください。

- 1.持ち家(一戸建・分譲マンション等)
- 2.借家・アパート・賃貸マンション
- 3.公営(道・市・雇用促進)住宅
- 4.両親などの家に同居
- 5.その他()

現在のお仕事についておたずねします。

問 15 あなたは現在働いていますか。「働いていない」と回答した方は問 23 へ進んでください。

- 1.働いている 2.働いていない

問 16～問 22 は「働いている」と回答した方だけお答え下さい。

問 16 問 15 で「働いている」と回答した方におたずねします。雇用形態は次のどれになりますか。
もっとも近いものを1つだけ選んでお答え下さい。

- 1.正社員・正職員（1年以上又は特に定めがない）
2.臨時（パートタイマー等雇用期間が1年未満） 3.日雇（1日ごとに雇用）
4.自営・内職 5.その他（ ）

問 17. あなたの現在の仕事は次のどれにあたりますか。主なものを1つだけ選んでお答えください。

- 1.専門的・技術的職業（看護師・保健師・保育士・教員など）
2.管理的職業（会社の役員・管理職など）
3.事務（一般事務など）
4.店員（スーパー・商店の店員など）
5.営業・セールス（保険業など）
6.運輸・通信（職業運転手・同助手・荷役など運輸従事者・通信従事者）
7.農・林・水産業
8.製造・建設業（製造・加工・組み立て・建設・修理などの従事者）
9.理容・美容師、調理師などの技能的職業従事者
10.飲食業など接客サービス
11.その他（ ）

問 18 仕事の終了時間は、何時ですか。1つだけ選んでお答えください。

1. 9：00～11：59 2. 12：00～15：59 3. 16：00～18：59
4. 22：00～翌日8：00 5. 決まっていない

問 19 現在のお仕事は、どのようにして見つけられましたか。もっとも近いものを1つだけ選んでお答えください。

- 1.ハローワーク 2.新聞広告 3.アルバイト情報誌など 4.友人・知人の紹介
5.親・親戚の紹介 6.学校の紹介 7.家業を継いだ
8.その他（ ）

問 20 あなたは、現在2つ以上の仕事をされていますか。

- 1.仕事は1つだけである 2.2つ以上の仕事をしている

問21 現在の仕事について、悩みや不満をお持ちですか。あてはまるものすべてに をつけて下さい。

- 1.朝が早い 2.帰りが遅い 3.通勤時間が長い 4.勤務時間が長い
5.夜勤や交代勤務がある 6.残業が多い 7.休みが取りにくい 8.収入が少ない
9.資格を活かせない 10.雇用や身分が不安定 11.昇給・昇進が遅い
12.仕事の内容 13.職場の人間関係 14.その他 ()

問22 現在の仕事について今後どう考えていますか。あてはまるもの1つだけ選んでお答えください。

このあとは問26に進んでください。

- 1.今の仕事を続けたい 2.仕事の内容をかえたい 3.勤め先をかえたい
4.常勤の仕事にかわりたい 5.パートの仕事にかわりたい
6.仕事をやめたい 7.その他 ()

問23～問25は「働いていない」と回答した方だけお答え下さい。

問23 問15で「働いていない」と回答した方におたずねします。仕事についていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに をつけて下さい。

- 1.子どもの面倒をみるため 2.保育所が見つからないため 3.病弱などのため
4.親や病人の世話・介護のため 5.仕事が見つからない 6.働かなくても生活できる
7.その他 ()

問24 あなたは今後、仕事につきたいと思いませんか。

- 1.今、仕事を探している 2.そのうち仕事につきたい 3.できれば仕事をしたくない
4.仕事につくつもりはない 5.今のところわからない

問25 問24で1.又は2.に をつけた方だけお答え下さい。どのような仕事につきたいと思いませんか。

- 1.自分で商売や事業をしたい 2.家族などの商売や事業を手伝いたい
3.正社員・正職員として働きたい 4.臨時(パート・アルバイト)で働きたい
5.家庭内で内職をしたい 6.その他 ()

問26 ここからは、すべての方におたずねします。学校を卒業された後、仕事をしていましたか。(アルバイト等は除く)

- 1.していた 2.していない

問27 出産後(産休あけも含む) 仕事をしていましたか。

- 1.していた 2.していない

問28 ひとり親家庭となった後、仕事はどうしましたか。

- 1.引き続き同じ仕事をしていた 2.新たに見つけて仕事をしはじめた
3.新たに見つけて仕事を始めたが、現在はしていない 4.仕事はしていない

問 41. 養育費についておたずねします

- 1.現在も受けている（定期的）
- 2.現在も受けている（不定期）
- 3.以前受けていたが、現在は受けていない
- 4.受けたことがない

問 42 離婚の際に、養育費の取り決めについて誰かに相談しましたか。あてはまるものすべてをつけてください。

- 1.親
- 2.親以外の親戚
- 3.友人・知人
- 4.区役所等の窓口・母子婦人相談員
- 5.母子寡婦センター相談窓口
- 6.弁護士
- 7.家庭裁判所
- 8.その他（)
- 9.誰にも相談しなかった

問 43 養育費の取り決めをされた方におたずねします。

- 1.文書を交わして取り決めをしている
- 2.文書は交わしていないが、取り決めをしている

問 44 養育費の額についておたずねします。（子ども1人につき月額）

- 1.1万円から2万円未満
- 2.2万円～3万円未満
- 3.3万円～5万円未満
- 4.5万円以上
- 5.子どもの成長により変動する

問 45 養育費の取り決めをしていない方におたずねします。取り決めをしなかった理由は何ですか。主なものを1つだけ選んでお答えください。

- 1.取り決めの話し合いを持ちたくなかったから
- 2.相手に支払う意志や能力がなかったから
- 3.相手に養育費を請求できるとは思わなかったから
- 4.取り決めの話し合いをしたが、まとまらなかった
- 5.現在交渉中又は今後交渉する予定
- 6.その他（)

問 46 就学前のお子さんがいる方だけお答えください。いま現在、お子さんの日中の世話は、どなたがしていますか。1つだけ選んでお答えください。

- 1.あなた自身
- 2.同居の親
- 3.同居していない親
- 4.親以外の親戚
- 5.保育所・託児所
- 6.幼稚園
- 7.友人・知人・近所の人
- 8.きょうだい（子ども）だけですぐす
- 9.その他（)

問 47 小学校低学年（3年生まで）のお子さんがいる方だけお答えください。いま現在、小学校低学年のお子さんの放課後の世話は、どなたがしていますか。1つだけ選んでお答えください。

- 1.あなた自身
- 2.同居の親
- 3.同居していない親
- 4.親以外の親戚
- 5.学童保育・児童館
- 6.友人・知人・近所の人
- 7.きょうだい（子ども）だけですぐす
- 8.その他（)

問 56 お子さんの学歴として期待するものを1つだけ選んでください。

1. 中学校卒業 2. 高校卒業 3. 専門学校卒業 4. 短大卒業
5. 大学卒業（4年制）以上 6. わからない

問 57 あなた自身の健康状態はどうか。

1. 通院している 2. 通院していないが体調が悪い 3. 健康である

問 58 あなたが現在、加入している健康保険は次のどれですか。

1. 国民健康保険 2. 共済・社会保険 3. その他の健康保険 4. 未加入 5. 医療扶助

問 59 あなたは、保育所・学校など子どもを通じた友人や、職場での友人と、どのくらいの交流がありますか。

1. お互いの家を行き来する 2. 立ち話をする程度
3. あいさつをする程度 4. ほとんど付き合いはない

問 60 あなたはひとり親家庭であるために社会的な偏見を感じたことがありますか。

1. ある 2. ない

問 61 現在の生活をどのように思われますか。

1. とても満足している 2. まあ満足している
3. 満足していない 4. どちらともいえない

問 62 あなたは、今後の生活に対し、不安を感じますか。（経済的・子育て等）

1. 感じる 2. やや感じる 3. 感じない 4. わからない

公的制度等についておたずねします。

問 63 母子家庭等就業支援センターを知っていますか。

【母子家庭の母・寡婦を対象として、就労に関する相談から求人情報、セミナーの開催、就業支援バンク（希望する雇用条件等を登録する制度）等の就業支援を行っています。】

1. 知っている 2. 知らない

問 64 知っているとお答えした方におたずねします。利用したことがありますか。

1. 利用したことがある 2. 利用したことはない

問 65 母子家庭等日常生活支援事業を知っていますか。（旧介護人制度）

【母子、父子家庭、寡婦を対象として、自立を促進するために必要な事由や疾病などにより一時的に生活を支援する者を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣する制度です。】

1. 知っている 2. 知らない

問 66 知っているとお答えした方におたずねします。利用したことがありますか。

1. 利用したことがある 2. 利用したことはない

問 67 母子寡婦福祉センターを知っていますか。

【生活一般や養育費の相談（母子・父子家庭、寡婦を対象）や交流場所の提供を行っています。】

1. 知っている 2. 知らない

問 68 知っているとお答えした方におたずねします。利用したことがありますか。

1. 利用したことがある 2. 利用したことはない

問 69 雇用保険の教育訓練の指定教育訓練講座を知っていますか。

【働く方の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を目的として、福祉、コンピューター、建設など様々な講座があり、厚生労働大臣指定教育訓練講座で指定されています。】

1. 知っている 2. 知らない

問 70 知っているとお答えした方におたずねします。

1. 現在、受講している 2. 以前、受講したことがある 3. 受講したことはない
4. 今後、受講を予定している

問 71 就業を目的として、今後、看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士の資格を取得したいと思いますか。

【これらの資格は、2年以上のカリキュラムを修業することにより、専門的資格を取得し就業に結びつきやすい資格です。】

1. 思う 2. 思わない

問 72 国や市の施策でどのようなことを要望しますか。

- | | |
|----------------|------------------------|
| 1. 日常生活支援事業の充実 | 2. 相談事業の充実 |
| 3. 公営住宅募集の充実 | 4. 資格取得講習会の充実 |
| 5. 就学援助の充実 | 6. 子どもを一時的に預けられる制度の充実 |
| 7. 保育所の入所 | 8. 医療助成制度の充実 |
| 9. 税控除等 | 10. 年金制度（掛金・受給資格・受給額等） |
| 11. その他（ | ） |

これですべての質問をおわります。ご協力ありがとうございました。

ひとり親家庭（寡婦）の生活と意識に関する調査

調査票の記入方法について

- 1 この調査票は、ご本人様をご記入して下さい。
- 2 記入にあたっては、黒のボールペン又は鉛筆を使用してください。
- 3 質問項目は、平成19年8月1日現在の状況で記入をお願いします。
- 4 回答は、該当する項目を選択し で囲んでください。

なお、設問により2つ以上の回答をいただく場合や記述を求めている場合もありますので、説明にしたがって記入をお願いします。

あなた自身とご家族についておたずねします。

問1 年齢はおいくつですか。

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. 40才未満 | 2. 40才～44才 | 3. 45才～49才 | 4. 50才～54才 |
| 5. 55才～59才 | 6. 60才～64才 | 7. 65才～69才 | 8. 70才以上 |

問2 家族構成（同居）についてお答えください。

1. 本人
2. 本人と子
3. 本人，子，本人の親（父母どちらかの場合も含む）
4. その他（ ）

問3 お子さんは、全部で何人ですか。同居していないお子さんも含めてお答えください。

1. 1人
2. 2人
3. 3人
4. 4人
5. 5人以上

問4 あなたのご両親のうち、あなた自身のお父さんは、現在どちらにお住まいですか。

1. 同居している
2. 札幌市内
3. 道内
4. 道外
5. 亡くなっている
6. その他（ ）

問5 あなた自身のお母さんは、現在どちらにお住まいですか。

1. 同居している
2. 札幌市内
3. 道内
4. 道外
5. 亡くなっている
6. その他（ ）

問6 あなたのお住まいは、次のどれにあたりますか。

1. 持ち家（一戸建・分譲マンション等）
2. 借家・アパート・賃貸マンション
3. 公営（道・市・雇用促進）住宅
4. 両親などの家に同居
5. その他（ ）

問 13 あなたの現在の仕事は次のどれにあたりますか。主なものを1つだけ選んでお答えください。

1. 専門的・技術的職業（看護師・保健師・保育士・教員など）
2. 管理的職業（会社の役員・管理職など）
3. 事務（一般事務など）
4. 店員（スーパー・商店の店員など）
5. 営業・セールス（保険業など）
6. 運輸・通信（職業運転手・同助手・荷役など運輸従事者・通信従事者）
7. 農・林・水産業
8. 製造・建設業（製造・加工・組み立て・建設・修理などの従事者）
9. 理容・美容師、調理師などの技能的職業従事者
10. 飲食業など接客サービス
11. その他（ ）

問 14 現在のお仕事は、どのようにして見つけれましたか。もっとも近いものを1つだけ選んでお答えください。

1. ハローワーク
2. 新聞広告
3. アルバイト情報誌など
4. 友人・知人の紹介
5. 親・親戚の紹介
6. 学校の紹介
7. 家業を継いだ
8. その他（ ）

問 15 あなたは、現在2つ以上の仕事をされていますか。

1. 仕事は1つだけである
2. 2つ以上の仕事をしている

問 16 現在の仕事について、悩みや不満をお持ちですか。あてはまるものすべてに をつけて下さい。

1. 朝が早い
2. 帰りが遅い
3. 通勤時間が長い
4. 勤務時間が長い
5. 夜勤や交代勤務がある
6. 残業が多い
7. 休みが取りにくい
8. 収入が少ない
9. 資格を活かせない
10. 雇用や身分が不安定
11. 昇給・昇進が遅い
12. 仕事の内容
13. 職場の人間関係
14. その他（ ）

**問 17 現在の仕事について今後どう考えていますか。あてはまるもの1つだけ選んでお答えください。
このあとは問 21 に進んでください。**

1. 今の仕事を続けたい
2. 仕事の内容をかえたい
3. 勤め先をかえたい
4. 常勤の仕事にかわりたい
5. パートの仕事にかわりたい
6. 仕事をやめたい
7. その他（ ）

問 18～問 20 は「働いていない」と回答した方だけお答え下さい。

問 18 問 11 で「働いていない」と回答した方におたずねします。仕事についていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに をつけて下さい。

1. 病弱などのため
2. 親や病人の世話・介護のため
3. 仕事が見つからない
4. 働かなくても生活できる
5. その他 ()

問 19 あなたは今後、仕事につきたいと思いませんか。

1. 今、仕事を探している
2. そのうち仕事につきたい
3. できれば仕事をしたくない
4. 仕事につくつもりはない
5. 今のところわからない

問 20 問 19 で 1. 又は 2. に をつけた方だけお答え下さい。どのような仕事につきたいと思いませんか。

1. 自分で商売や事業をしたい
2. 家族などの商売や事業を手伝いたい
3. 正社員・正職員として働きたい
4. パートで働きたい
5. 家庭内で内職をしたい
6. その他 ()

問 21 ここからは、すべての方におたずねします。これまでの仕事の状況について、教えて下さい。
学校を卒業された後、仕事をしていましたか。(アルバイト等は除く)

1. していた
2. していない

問 22 出産後(産休あけも含む) 仕事をしていましたか。

1. していた
2. していない

問 23 ひとり親家庭となった後、仕事はどうしましたか。

1. 引き続き同じ仕事をしていた
2. 新たに見つけて仕事をしはじめた
3. 新たに見つけて仕事を始めたが、現在はしていない
4. 仕事はしていない

問 24 これまでの経験から、ひとり親家庭の親が仕事を探す時の難しさは何でしたか。仕事を見つけるのに、困ったこと(子ども・資格・就労条件など)について自由に記入してください。

問 30 ひとり親家庭になったために、生活・経済的に困ったこと1つだけに をつけてください。

- 1.住宅 2.収入(生活費) 3.子育て 4.その他()

問 31 現在、借りている公的資金はありますか。あてはまるものすべてに をつけてください。

- 1.生活資金 2.就学資金 3.事業資金 4.住宅資金
5.その他() 6.借りている公的資金はない

問 32 現在、加入している年金は次のどれですか。

- 1.国民年金 2.厚生年金 3.共済年金 4.その他の年金 5.未加入

ひとり親家庭になった理由についておたずねします。

問 33 あなたがひとり親家庭となった理由は、次のうちどれにあたりますか。

- 1.死別 2.離婚 3.未婚 4.その他()

問 34 問 33 で 2.離婚とお答えの方におたずねします。離婚にあたって家庭裁判所(調停)を利用しましたか。

- 1.利用した 2.利用しなかった

問 35 問 33 で 2.離婚とお答えの方におたずねします。離婚のとき、財産分与はありましたか。

- 1.財産分与があった 2.財産分与はなかった 3.財産がなかった
4.相手の借金を支払うこととなった

問 36 あなた自身の健康状態はどうか。

- 1.通院している 2.通院していないが体調が悪い 3.健康である

問 37 あなたが現在、加入している健康保険は次のどれですか。

- 1.国民健康保険 2.共済・社会保険 3.その他の健康保険 4.未加入 5.医療扶助

問 38 あなたはひとり親家庭であるために社会的な偏見を感じたことがありますか。

- 1.ある 2.ない

問 39 現在の生活をどのように思われますか。

- 1.とても満足している 2.まあ満足している
3.満足している 4.どちらともいえない

問 40 あなたは、今後の生活に対し、不安を感じますか。(経済的・子育て等)

- 1.感じる 2.やや感じる 3.感じない 4.わからない

公的制度等についておたずねします。

問 41 母子家庭等就業支援センターを知っていますか。

【母子家庭の母・寡婦を対象として、就労に関する相談から求人情報、セミナーの開催、就業支援バンク（希望する雇用条件等を登録する制度）等の就業支援を行っています。】

- 1.知っている 2.知らない

問 42 知っているとお答えした方におたずねします。利用したことがありますか。

- 1.利用したことがある 2.利用したことはない

問 43 母子家庭等日常生活支援事業を知っていますか。（旧介護人制度）

【母子、父子家庭、寡婦を対象として、自立を促進するために必要な事由や疾病などにより一時的に生活を支援する者を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣する制度です。】

- 1.知っている 2.知らない

問 44 知っているとお答えした方におたずねします。利用したことがありますか。

- 1.利用したことがある 2.利用したことはない

問 45 母子寡婦福祉センターを知っていますか。

【生活一般や養育費の相談（母子・父子家庭、寡婦を対象）や交流場所の提供を行っています。】

- 1.知っている 2.知らない

問 46 知っているとお答えした方におたずねします。利用したことがありますか。

- 1.利用したことがある 2.利用したことはない

問 47 雇用保険の教育訓練の指定教育訓練講座を知っていますか。

【働く方の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を目的として、福祉、コンピューター、建設など様々な講座があり、厚生労働大臣指定教育訓練講座で指定されています。】

- 1.知っている 2.知らない

問 48 知っているとお答えした方におたずねします。

- 1.現在、受講している 2.以前、受講したことがある 3.受講したことはない
4.今後、受講を予定している

問 49 就業を目的として、今後、看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士の資格を取得したいと思いますか。

【これらの資格は、2年以上のカリキュラムを修業することにより、専門的資格を取得し就業に結びつきやすい資格です。】

- 1.思う 2.思わない

問 50 国や市の施策でどのようなことを要望しますか。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| 1.日常生活支援事業の充実 | 2.相談事業の充実 |
| 3.公営住宅募集の充実 | 4.資格取得講習会の充実 |
| 5.就学援助の充実 | 6.子どもを一時的に預けられる制度の充実 |
| 7.保育所の入所 | 8.医療助成制度の充実 |
| 9.税控除等 | 10.年金制度（掛金・受給資格・受給額等） |
| 11.その他（ | ） |

これですべての質問をおわります。ご協力ありがとうございました。

札幌市母子家庭等自立促進計画(案)

平成 20 年 3 月発行

市政等資料番号	01 - A01 - 07 - 1065
関係部局保存期間	

編集・発行 札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課
〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 大通ハスセンタービル 1 号館 3 階
(011)211-2988 FAX(011)231-6221